

# 高松市・牟礼町合併協議会 第 10 回会議

## 附属資料（継続協議分）

### 目 次

1 「農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについて」に関する資料（協議第 3 1 号資料）--	1 ~	3
2 「一般職の職員の身分の取扱いについて」に関する資料（協議第 3 2 号資料）-----	4 ~	7
3 「一部事務組合等の取扱いについて」に関する資料（協議第 3 4 号資料）-----	8 ~	11
4 「障害者福祉事業について」に関する資料（協議第 3 5 号資料）-----	12 ~	26
5 「高齢者福祉事業について」に関する資料（協議第 3 6 号資料）-----	27 ~	44
6 「交通関係事業について」に関する資料（協議第 3 7 号資料）-----	45 ~	54
7 「上水道事業について」に関する資料（協議第 3 8 号資料）-----	55 ~	68
8 「消防防災関係事業について」に関する資料（協議第 3 9 号資料）-----	69 ~	75
9 「学校教育事業について」に関する資料（協議第 4 0 号資料）-----	76 ~	85
10 「その他の事業について」に関する資料（協議第 4 1 号資料）-----	86 ~	87

協議第31号資料

「農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについて」に関する資料

農業委員会及び選挙区について .....	2
農業委員について .....	3

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	8 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについて	
分類	農業委員会及び選挙区	
	現 況	
項 目	高 松 市	牟 礼 町
1 区域面積	19,434 ha	1,648 ha
2 農地面積	6,184 ha (平成16年1月現在)	275 ha (平成16年3月末現在)
3 農家数 (基準農業者数)	10,709 世帯 (平成16年1月現在)	521 世帯 (平成16年1月現在)
4 農業委員会数	1 委員会	1 委員会
5 選挙区	7 選挙区	1 選挙区

部 会 名	農 業 委 員 会
-------	-----------

問 題 点 課 題

対 応 策

調 整 案
牟礼町農業委員会は、高松市農業委員会に統合する。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	8 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについて	
分類	農業委員	
現 況		
項 目	高 松 市	牟 礼 町
1 有権者数	20,321 人 (平成16年3月31日現在登録者数)	1,246 人 (平成16年3月31日現在登録者数)
2 委員数		
(1)選挙による委員	40人	15人
(2)選任委員		
(ア)農協・共済推薦1号委員	2人	1人
(イ)議会推薦2号委員	5人	0人
3 任期	平成14年7月20日 ~ 平成17年7月19日	高松市と同じ。
牟礼町地域における選挙による農業委員会の委員特例数の考え方【参考】		
高松市の選挙による農業委員会の委員1人当たりの農地面積	6,184ha ÷ 40人	155ha -
に基づく牟礼町区域の選挙による農業委員の委員数	275ha ÷	1.77 -
高松市の選挙による農業委員会の委員1人当たりの基準農業者数	10,709世帯 ÷ 40人	268世帯 -
に基づく牟礼町区域の選挙による農業委員会の委員数	521世帯 ÷	1.94 -
(農地面積による基準値)と (基準農業者数による基準値)の平均	( + ) ÷ 2 = 1.86	<b>2人</b>

部 会 名	農 業 委 員 会
-------	-----------

問 題 点	課 題
合併後の選挙による委員の定数と在任期間の取扱いを定める必要がある。	

対 応 策
牟礼町農業委員会の委員で選挙による委員は、市町村の合併の特例に関する法律(昭和40年法律第6号)第8条第1項第2号の規定に基づき2人とし、その任期は、高松市農業委員会の委員の残任期間とする。

調 整 案
牟礼町農業委員会の委員で選挙による委員は、市町村の合併の特例に関する法律(昭和40年法律第6号)第8条第1項第2号の規定に基づき2人とし、その任期は、高松市農業委員会の委員の残任期間とする。

協議第32号資料

「一般職の職員の身分の取扱いについて」に関する資料

職 員 数 等 に つ い て . . . . . 5 ~ 7

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	10 一般職の職員の身分の取扱い	
分類	職員数等	
現 況		
項 目	高 松 市	牟 礼 町
1 職員数	3,287人 (平成16年4月1日 現在)	154人 (平成16年4月1日 現在)
2 職層別人数	部長級 21人 部次長級 46人 課長級 133人 課長補佐級 232人 係長級 803人 一般職・教員等 2,052人 (平成16年4月1日 現在)	部長級 - 人 部次長級 - 人 課長級 14人 課長補佐級 17人 係長級 33人 一般職・教員等 90人 (平成16年4月1日 現在)
3 級別職種	〔全職種〕	〔行政職〕
	1級 1 定型的な業務を行う主事もしくは技師又はこれに相当する職務 2 事務員もしくは技術員又はこれに相当する職務 2級 1 主事もしくは技師又はこれに相当する職務 2 相当高度の知識又は経験に基づく事務員もしくは技術員又はこれに相当する職務 3級 1 高度の知識又は経験を必要とする主事もしくは技師又はこれに相当する職務 4級 1 係長又はこれに相当する職務 5級 1 相当困難な業務を処理する係長又はこれに相当する職務 6級 1 困難な業務を処理する係長又はこれに相当する職務 7級 1 課長補佐又はこれに相当する職務	1級 主事、教諭、保育士、保健師 2級 主事、教諭、保育士、保健師 3級 主任主事、主事、主任教諭、教諭、主任保育士、保育士、主任保健師、保健師 4級 係長、主任主事、主任教諭、主任保育士、主任保健師 5級 課長補佐、係長、苑長、園長、保育所長、主任主事、主任教諭、主任保育士、主任保健師 6級 課長補佐、局長、室長、係長、苑長、園長、保育所長 7級 課長、局長、室長、館長、苑長及びこれに相当する職務にある者 8級 課長、局長、室長、館長、苑長

部 会 名	総 務
-------	-----

問 題 点 課 題

--

対 応 策

--

調 整 案

牟礼町の定数内の職員は、すべて高松市の職員として引き継ぐ。 職員の任免、給与その他の身分の取扱いについては、高松市の職員と不均衡が生じないよう公正に取り扱うものとし、その細目は、両市町の長が別に協議して定める。
--

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	10 一般職の職員の身分の取扱い																	
分類	職員数等																	
	現 況																	
項目	高 松 市	牟 礼 町																
	<table border="1"> <tr> <td>8級</td> <td>1 課長又はこれに相当する職務 2 困難な業務を処理する課長補佐又はこれに相当する職務</td> </tr> <tr> <td>9級</td> <td>1 部次長又はこれに相当する職務 2 困難な業務を処理する課長又はこれに相当する職務</td> </tr> <tr> <td>10級</td> <td>1 部長又はこれに相当する職務 2 困難な業務を処理する部次長又はこれに相当する職務</td> </tr> <tr> <td>11級</td> <td>1 困難な業務を処理する部長又はこれに相当する職務</td> </tr> </table>	8級	1 課長又はこれに相当する職務 2 困難な業務を処理する課長補佐又はこれに相当する職務	9級	1 部次長又はこれに相当する職務 2 困難な業務を処理する課長又はこれに相当する職務	10級	1 部長又はこれに相当する職務 2 困難な業務を処理する部次長又はこれに相当する職務	11級	1 困難な業務を処理する部長又はこれに相当する職務	<p>(技能職)</p> <table border="1"> <tr> <td>1級</td> <td>用務者、給食調理士、自動車運転手等これらの者に類する者</td> </tr> <tr> <td>2級</td> <td>相当の経験を必要とする用務者、給食調理士、自動車運転手等これらの者に類する者</td> </tr> <tr> <td>3級</td> <td>高度の経験を必要とする用務者、給食調理士、自動車運転手等これらの者に類する者</td> </tr> <tr> <td>4級</td> <td>特に高度の経験を必要とする用務者、給食調理士、自動車運転手等これらの者に類する者</td> </tr> </table>	1級	用務者、給食調理士、自動車運転手等これらの者に類する者	2級	相当の経験を必要とする用務者、給食調理士、自動車運転手等これらの者に類する者	3級	高度の経験を必要とする用務者、給食調理士、自動車運転手等これらの者に類する者	4級	特に高度の経験を必要とする用務者、給食調理士、自動車運転手等これらの者に類する者
8級	1 課長又はこれに相当する職務 2 困難な業務を処理する課長補佐又はこれに相当する職務																	
9級	1 部次長又はこれに相当する職務 2 困難な業務を処理する課長又はこれに相当する職務																	
10級	1 部長又はこれに相当する職務 2 困難な業務を処理する部次長又はこれに相当する職務																	
11級	1 困難な業務を処理する部長又はこれに相当する職務																	
1級	用務者、給食調理士、自動車運転手等これらの者に類する者																	
2級	相当の経験を必要とする用務者、給食調理士、自動車運転手等これらの者に類する者																	
3級	高度の経験を必要とする用務者、給食調理士、自動車運転手等これらの者に類する者																	
4級	特に高度の経験を必要とする用務者、給食調理士、自動車運転手等これらの者に類する者																	

部会名	総務
-----	----

問題点課題

対応策

調整案

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	10 一般職の職員の身分の取扱い					
分類	職員数等					
	現 況					
項目	高 松 市			牟 礼 町		
4 平均給料月額等	区分	一般行政職	技能職	区分	一般行政職	技能職
	平均給料月額	358,539円	347,589円	平均給料月額	320,810円	206,017円
	平均給与月額	417,272円	390,950円	平均給与月額	341,431円	231,174円
	平均年齢	42歳2月	44歳4月	平均年齢	45歳4月	45歳1月
	(平成16年4月1日現在)			(平成16年4月1日現在)		

部 会 名	総 務
-------	-----

問 題 点 課 題

--

対 応 策

--

調 整 案

--



協議第34号資料

「一部事務組合等の取扱いについて」に関する資料

一部事務組合等の状況について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9～11

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	16 一部事務組合等の取扱い	
分類	一部事務組合等の状況	
現 況		
項 目	高 松 市	牟 礼 町
1 高松地区広域市町村圏振興事務組合	<p>(構成市町) 高松市・牟礼町・三木町・庵治町・塩江町・香川町・香南町・直島町・綾上町・綾南町・国分寺町 (共同で実施している事務) 広域市町村圏計画の策定 広域市町村圏計画実施のための連絡調整 総合老人ホーム「ひぐらし荘」の設置・管理運営 介護認定審査会の設置・管理運営 広域交流センターの設置・管理運営 し尿処理施設の設置・管理運営 南部ごみ処理施設及び同施設に併設する関連施設の設置・管理運営 西部ごみ処理施設と、それに併設するスポーツ・レクリエーション公園の設置・運営管理 椋川ダム建設 椋川ダムに係る水道用水の供給</p>	<p>(構成市町) 高松市と同じ。 (共同で実施している事務) 高松市と同じ。 高松市と同じ。 高松市と同じ。 高松市と同じ。 高松市と同じ。 該当なし。 該当なし。 該当なし。 該当なし。</p>
2 木田香川地区町村税滞納整理組合	<p>該当なし。</p>	<p>(構成市町) 牟礼町・三木町・庵治町・塩江町・香川町・香南町・直島町 (共同で実施している事務) ・滞納町村税等の整理</p>

部 会 名	総務・企画財政・市民・環境・消防
-------	------------------

問 題 点	<p>両市町が加入している一部事務組合に差異がある。 ・牟礼町のみが加入している一部事務組合がある。 ・両市町において、土地開発公社を設立している。</p>
-------	--

対 応 策	<p>両市町が加入している一部事務組合については、高松市として引き続き加入する。 牟礼町のみが加入している一部事務組合については、住民サービスの変化を来さないことを基本に、その取扱いについて、合併時まで調整し、所要の手続きを行う。 牟礼町土地開発公社については、高松市土地開発公社に統合する。</p>
-------	--

調 整 案	<p>両市町が加入している一部事務組合については、高松市として引き続き加入する。 牟礼町のみが加入している一部事務組合については、住民サービスの変化を来さないことを基本に、その取扱いについて、合併時まで調整し、所要の手続きを行う。 牟礼町土地開発公社については、高松市土地開発公社に統合する。</p>
-------	--

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	16 一部事務組合等の取扱い	
分類	一部事務組合等の状況	
現 況		
項目	高 松 市	牟 礼 町
3 讃岐地区広域 消防組合	該当なし。	<p>(構成市町) 牟礼町・三木町・庵治町・塩江町・香川町・香南町 (共同で実施している事務) ・消防組織法及び消防法の定める消防事務 (水利施設の設置及び管理並びに非常備消防に 関する事務を除く。) ・液化石油ガスの保安及び取引の適正化に関する 法律に基づく事務のうち、以下のもの。 (1) 第16条の2第2項の規定による命令 (2) 第38条の3の規定による届出の受理 (3) 第83条第3項の規定による立入検査等</p> <p>(1)及び(3)については、(2)の届出に係るもの に限る。</p>
4 香川県東部清 掃施設組合	該当なし。	<p>(構成市町) 牟礼町・さぬき市・東かがわ市・三木町・庵治町 香川町</p> <p>(共同で実施している事務) ・ごみ処理施設の設置・管理・運営 ・併設のスポーツ・レクリエーション施設の設置・ 管理・運営</p>

部 会 名	総務・企画財政・市民・環境・消防
-------	------------------

問 題 点 課 題

--

対 応 策

--

調 整 案

--

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目		16 一部事務組合等の取扱い		部会名		総務・企画財政・市民・環境・消防	
分類		一部事務組合等の状況					
現況				問題点課題			
項目		高松市		牟礼町		対応策	
5 香川各市町総合事務組合		該当なし。		<p>(構成市町) 善通寺市、観音寺市、さぬき市、東かがわ市、県内全町(30町)、消防関係一部事務組合(32組合)、財産区(34財産区)</p> <p>(共同で処理する事務) ・構成団体の職員に対する退職手当の支給に関する事務 ・非常勤消防団員の災害補償 ・消防作業及び救急業務協力者の災害補償 ・水防従事者の災害補償 ・災害対策応急措置業務従事者の災害補償 ・非常勤消防団員の退職報償金支給 ・消防職員、消防団員及び消防作業等従事者の賞じゅつ金、甲慰金、見舞金の支給 ・議会の議員その他非常勤の職員の公務災害又は通勤による災害補償 ・公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する事務</p>			
6 土地開発公社		<p>【高松市 土地開発公社】 (基本財産) 500万円 (設立日) 昭和48年3月31日</p>		<p>【牟礼町 土地開発公社】 (基本財産) 500万円 (設立日) 昭和48年3月24日</p>		調整案	

## 協議第35号資料

### 「障害者福祉事業について」に関する資料

障害者手帳の交付について	13
支援費等の支給・変更決定業務について	14
育成医療等負担費用助成事業について	15
補装具給付費用負担額助成事業について	16
訪問入浴サービス事業について	17
心身障害者（児）扶養共済掛金助成事業について	18
障害者（児）社会参加推進事業について	19
手話奉仕員養成事業について	20
手話奉仕員等派遣事業について	21
福祉タクシー設置補助事業について	22
身体障害者パソコン教室事業について	23
在宅重度心身障害者訪問診査事業について	24
知的障害者小規模通所授産施設運営事業について	25
心身障害者医療費助成事業について	26

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 6 障害者福祉事業	
分類	障害者手帳の交付	
現 況		
項 目	高 松 市	牟 礼 町
1 身体障害者手帳の交付	<p>(実施機関)中核市として、高松市が実施 (内容) 身体障害のある者から、指定医の診断書を添えて身体障害者手帳の交付を申請された場合、市で審査・決定の上、申請者へ交付する。 (申請から交付まで) 申請 市窓口(市長に申請) 市で審査・決定 申請者へ交付</p> <p style="text-align: right;">H15年度実績:2,590件</p>	<p>(実施機関)香川県において実施 (内容) 身体障害のある者から、指定医の診断書を添えて身体障害者手帳の交付を申請された場合、県知事へ進達する。 (申請から交付まで) 申請 県へ進達 県で審査・決定 県から進達元へ送付 申請者へ交付</p> <p style="text-align: right;">H15年度実績:59件</p>
2 療育手帳の交付	<p>(実施機関)香川県において実施 (内容) 知的障害のある者から、療育手帳の交付を申請された場合、県知事へ進達する。 (申請から交付まで) 申請 県へ進達 県で審査・決定 県から進達元へ送付 申請者へ交付</p> <p style="text-align: right;">H15年度実績:236件</p>	<p>高松市と同じ。</p> <p style="text-align: right;">H15年度実績:5件</p>
3 精神障害者保健福祉手帳の交付	<p>(実施機関)香川県において実施 (内容) 精神障害のある者から、医師の診断書または精神障害を事由とする障害年金証書を添え、精神障害者保健福祉手帳の交付を申請された場合、県知事へ進達する。 (申請から交付まで) 申請 県へ進達 県で審査・決定 県から進達元へ送付 申請者へ交付</p> <p style="text-align: right;">H15年度実績:324件</p>	<p>高松市と同じ。</p> <p style="text-align: right;">H15年度実績:5件</p>

部 会 名	健康福祉
-------	------

問 題 点 課 題	身体障害者手帳の交付事務について、実施機関に差異がある。
-----------	------------------------------

対 応 策	高松市の制度に統一するとともに、身体障害者手帳の交付事務について、実施機関を香川県から高松市へ移行する。
-------	--

調 整 案	高松市の制度に統一する。
-------	--------------

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24 - 6 障害者福祉事業		部会名	健康福祉
分類	支援費等の支給・変更決定業務			
現 況				
項 目	高 松 市	牟 礼 町	問 題 点 課 題	
1 身体障害者・知的障害者支援費支給・変更決定業務	<p>(内容)</p> <p>居宅介護等の在宅サービス支援や施設等訓練の施設サービス支援を受けようとする身体障害者・知的障害者は、支援費の支給を申請することができる。</p> <p>(申請から決定まで)</p> <p>申請 審査・決定 申請者へ通知 サービス利用</p> <p>(利用者負担額)</p> <p>所得に応じた、利用者負担額あり。</p> <p>H15年度実績:956人</p>	高松市と同じ。 <p>H15年度実績:27人</p>		
2 障害児支援費支給・変更決定業務	<p>(内容)</p> <p>居宅生活支援を受けようとする障害児の保護者は、支援費の支給を申請することができる。</p> <p>(申請から決定まで)</p> <p>申請 審査・決定 申請者へ通知 サービス利用</p> <p>(利用者負担額)</p> <p>所得に応じた、利用者負担額あり。</p> <p>H15年度実績:194人</p>	高松市と同じ。 <p>H15年度実績:11人</p>		
3 精神障害者居宅生活支援事業の決定業務	<p>(内容)</p> <p>居宅生活支援事業を受けようとする精神障害者は、支援事業の申請をすることができる。</p> <p>(申請から決定まで)</p> <p>申請 審査・決定 申請者へ通知 サービス利用</p> <p>(利用者負担額)</p> <p>所得に応じた、利用者負担額あり。</p> <p>H15年度実績:46人</p>	高松市と同じ。 <p>H15年度実績:0人</p>		
			対 応 策	
			調 整 案	
			高松市の制度に統一する。	

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24 - 6 障害者福祉事業										
分類	育成医療等負担費用助成事業										
現 況											
項 目	高 松 市	牟 礼 町									
1 事業内容	育成医療等の給付を受け、国の基準に定める費用を負担している者に、その費用を助成する。	該当なし。									
2 適用医療	・育成医療(身体に障害のある児童に対し、その障害を除去し、又は軽減し、生活の能力を得るために必要な医療) ・更生医療(身体に障害のある者に対し、その障害を除去し、又は軽減し、職業能力の増進や、社会・日常生活活動を容易にするために必要な医療)										
3 助成額	所得に応じた利用者負担額										
4 申請方法	申請書に領収書等を添えて申請する。										
5 助成方法	口座振込										
6 助成実績	<table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>適用医療</th> <th>延べ人数</th> <th>助成額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>育成医療</td> <td>132人</td> <td>2,870千円</td> </tr> <tr> <td>更生医療</td> <td>1,698人</td> <td>10,770千円</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">平成15年度</p>		適用医療	延べ人数	助成額	育成医療	132人	2,870千円	更生医療	1,698人	10,770千円
適用医療	延べ人数	助成額									
育成医療	132人	2,870千円									
更生医療	1,698人	10,770千円									

部 会 名	健 康 福 祉
-------	---------

問 題 点 課 題

対 応 策

調 整 案
高松市の制度を適用する。



行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 6 障害者福祉事業												
分類	補装具給付費用負担額助成事業												
項 目	高 松 市	牟 礼 町											
1 事業内容	補装具(身体障害者(児)の失われた部位、損傷のある部分を補い、必要な身体機能を取り戻し、又は補うために使用される補聴器、つえ、車椅子などの用具)の交付または修理を受け、国の基準に定める費用を負担している者に、その費用を助成する。	該当なし。											
2 助成額	所得に応じた利用者負担額												
3 申請方法	申請書に領収書等を添えて申請する。												
4 助成方法	口座振込												
5 助成実績	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>身体障害者</th> <th>身体障害児</th> <th>助成額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>交付</td> <td>173件</td> <td>80件</td> <td rowspan="2">4,459千円</td> </tr> <tr> <td>修理</td> <td>318件</td> <td>70件</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">平成15年度</p>			身体障害者	身体障害児	助成額	交付	173件	80件	4,459千円	修理	318件	70件
	身体障害者	身体障害児	助成額										
交付	173件	80件	4,459千円										
修理	318件	70件											

部 会 名	健康福祉
-------	------

問 題 点 課 題

対 応 策

調 整 案
高松市の制度を適用する。

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24 - 6 障害者福祉事業	
分類	訪問入浴サービス事業	
現 況		
項 目	高 松 市	牟 礼 町
1 事業内容	身体障害者の家庭に巡回入浴車を派遣して入浴を支援する。	該当なし。
2 対象者	家庭内において入浴困難な寝たきり身体障害者で、医師が入浴可能と認める者	
3 費用負担	入浴1回につき生計中心者の所得に応じた額 (0円～12,500円/回 18階層に区分して徴収)	
4 実施方法	高松市社会福祉協議会など3事業者に委託し実施	
5 助成実績	訪問入浴回数 延べ145回(委託料2,888千円) 平成15年度	

部 会 名	健康福祉
-------	------

問 題 点 課 題

対 応 策

調 整 案
高松市の制度を適用する。

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24 - 6 障害者福祉事業		部会名	健康福祉
分類	心身障害者(児)扶養共済掛金助成事業			
	現 況			
項 目	高 松 市	牟 礼 町	問 題 点	課 題
1 事業内容	心身障害者(児)の生活の安定を図るため、香川県心身障害者扶養共済制度の掛金の一部を助成する。  【参考】香川県心身障害者扶養共済制度 昭和45年度から香川県心身障害者扶養共済制度条例に基づき実施されているもので、心身障害者(児)を扶養する保護者が死亡または重度障害となったとき、掛金1口につき月額2万円の年金が支給される制度	該当なし。		
2 対象者	香川県心身障害者扶養共済制度の加入者のうち、特別障害者手当の所得制限を超えていない者		対 応 策	
3 助成額	・低所得世帯の加入者(市民税非課税世帯、市民税均等割世帯、所得税非課税世帯): 1口目の掛金の1/2の額 ・その他の世帯の加入者(所得制限世帯を除く): 1口目の掛金の1/3の額  【参考】1口目の掛金(月額) 0円~13,300円(加入時の年齢、所得によって異なる)			
4 申請方法	申請書に領収書等を添えて申請		調 整 案	高松市の制度を適用する。
5 支給方法	口座振込			
6 助成実績	121人(助成額 2,692千円) 平成15年度			

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24 - 6 障害者福祉事業	
分類	障害者(児)社会参加推進事業	
現 況		
項 目	高 松 市	牟 礼 町
1 障害者社会見学事業	<p>日ごろ外出する機会の少ない障害者が見聞を広め、相互の親睦と交流を通して社会活動への参加意欲を高めるとともに、日常生活での活力を養うため、社会見学事業を実施している。</p> <p>(平成15年度実績) 市民会館で「福祉のつどい」(演芸鑑賞と交流)を開催 参加人数:1,036人</p>	該当なし。
2 障害児社会見学事業	<p>日ごろ外出する機会の少ない障害児が見聞を広め、相互の親睦を図るとともに社会参加を促進するため、社会見学事業を実施している。</p> <p>(平成15年度実績) 「あすたむらんど徳島」の見学を実施 参加人数:1,247人</p>	該当なし。
3 街頭キャンペーン	<p>「障害児を守る日」(10月1日)の行事の一環として、市民の障害児(者)に対する理解を深めるため、街頭啓発キャンペーンを実施している。</p> <p>(平成15年度実績) 田町コミュニティ広場から丸亀町商店街まで、障害者施設鼓笛隊とともに横断幕を先頭に啓発品を配布しながら行進する。 参加人数:250人</p>	該当なし。
4 障害児作品展	<p>「障害児を守る日」(10月1日)の行事の一環として、障害児が作成した絵画、工作などによる作品展を市役所本庁舎で開催し、市民の障害児に対する理解を深める。</p> <p>(平成15年度実績) 参加者:724人 作品 :541点</p>	該当なし。

部 会 名	健康福祉
-------	------

問 題 点 課 題

対 応 策

調 整 案
高松市の制度を適用する。

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24 - 6 障害者福祉事業	
分類	手話奉仕員養成事業	
現 況		
項 目	高 松 市	牟 礼 町
1 事業内容	聴覚障害者等の自立と社会参加の促進を図るため、手話奉仕員を養成する。 ・入門課程 35時間 / 基礎課程45時間 ・定員 40人	該当なし。
2 対象者	・市内に住所を有する満18歳以上で手話奉仕員活動をしようとする者 ・全課程80%以上出席できる者 ・入門・基礎課程とも参加できる者	
3 実施方法	高松市身体障害者協会に委託して実施	
4 募集(申込)方法	広報たかまつに掲載し、募集する。申し込みについては、希望者が葉書により申し込む。ただし、応募者多数の場合は、抽選により決定する。	
5 費用負担	受講料 無料 ただし、テキスト代は実費負担	
6 開催場所	高松市総合福祉会館内会議室	

部 会 名	健 康 福 祉
-------	---------

問 題 点 課 題

対 応 策

調 整 案
高松市の制度を適用する。

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24 - 6 障害者福祉事業	
分類	手話奉仕員等派遣事業	
現 況		
項 目	高 松 市	牟 礼 町
1 手話奉仕員派遣事業	<p>(内容)                      重度の聴覚障害者で社会参加を営む上で手話通訳を必要とする場合に、高松市身体障害者協会に委託し、手話奉仕員を派遣する。                      (派遣対象者)                      社会生活上外出を必要とする場合で手話通訳をする者がいない重度の聴覚障害者                      (費用負担)                      派遣対象者 無料 ただし、外出に必要な交通費は奉仕員分についても派遣対象者が負担                      (申込窓口)                      委託先もしくは高松市福祉事務所障害福祉課                      (派遣実績)                      720回(3,170千円) 平成15年度</p>	該当なし。
2 要約筆記奉仕員派遣事業	<p>(内容)                      手話のできない聴覚障害者等の社会活動への参加を促進するため、要約筆記を必要とする場合に、「要約筆記サークル・ゆうあい」に委託し、要約筆記奉仕員を派遣する。                      (派遣対象)                      社会生活上、外出を必要とする場合で適当な意思伝達の仲介者が得られない者、市内で開催される大会、講演会等の主催者で、聴覚障害者等のために奉仕員の派遣を必要とする者。ただし、営利を目的とする場合等は派遣を受けることができない。                      (費用負担)                      無料                      (申込窓口)                      委託先もしくは高松市福祉事務所障害福祉課                      (派遣実績)                      64回(400千円) 平成15年度</p>	該当なし。

部 会 名	健康福祉
-------	------

問 題 点 課 題

対 応 策

調 整 案
高松市の制度を適用する。

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24 - 6 障害者福祉事業	
分類	福祉タクシー設置補助事業	
現 況		
項 目	高 松 市	牟 礼 町
1 事業内容	身体障害者が利用しやすい福祉タクシー(リフト付きタクシー)設置の推進を図るため、タクシー会社に対して、福祉タクシー用車両購入費の一部を補助する。	該当なし。
2 補助対象者	市内に住所を有するタクシー会社	
3 補助基準	福祉タクシー購入費の3分の2以内 (補助限度額260万円)	
4 補助実績	助成件数 3台(3,455千円) 平成15年度	

部 会 名	健康福祉
-------	------

問 題 点 課 題

対 応 策

調 整 案
高松市の制度を適用する。

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24 - 6 障害者福祉事業	
分類	身体障害者パソコン教室事業	
現 況		
項 目	高 松 市	牟 礼 町
1 事業内容	障害者の情報バリアフリー化を支援し、社会参加を促進するため、高松市身体障害者協会へ委託し、身体障害者を対象としたパーソナルコンピュータの操作等に関する講座を開設している。 開催回数 年2回 (昼・夜 定員各10人 )	該当なし。
2 対象者	市内に住所を有する18歳以上の身体障害者	
3 実施方法	高松市身体障害者協会に委託して実施	
4 募集(申込)方法	広報たかまつに掲載し、募集する。申し込みについては、希望者が葉書により申し込む。 ただし、応募者多数の場合は、抽選により決定する。	
5 費用負担	受講料 無料 ただし、テキスト代は実費負担	
6 開催実績	年2回開催(6月・10月) 1開催につき、昼の部・夜の部を同時に開催 31人が参加(958千円)	
7 開催場所	(平成15年度)高松市総合福祉会館内会議室 (平成16年度)高松市生涯学習センター	

部 会 名	健康福祉
-------	------

問 題 点 課 題

対 応 策

調 整 案
高松市の制度を適用する。



行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24 - 6 障害者福祉事業	
分類	在宅重度心身障害者訪問診査事業	
現 況		
項 目	高 松 市	牟 礼 町
1 事業内容	身体障害者・知的障害者更生相談所、医療機関に出向くことが困難な在宅の重度心身障害者であって、地理的条件等により、受診の機会が少ない者を対象に、医師等を派遣して診査及び更生相談を行う。 訪問診査の担当医は、医師(身体障害者福祉法第15条に規定する指定医師)、看護師等とする。	該当なし。
2 対象者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市内に住所を有する18歳以上の者</li> <li>・歩行困難のため、身体障害者・知的障害者更生相談所、医療機関に出向くことが困難な在宅の重度心身障害者</li> <li>・地理的条件等により、受診の機会が少ない者</li> </ul>	
3 実施方法	社団法人 高松市医師会に委託して実施	
4 訪問診査の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 重度身体障害者 <ul style="list-style-type: none"> <li>・全身状態の所見及び障害局所の診断と助言、指導等</li> </ul> </li> <li>(2) 重度知的障害者 <ul style="list-style-type: none"> <li>・健康診査及び保健の指導</li> <li>・生活指導及び介護指導</li> <li>・相談・指導</li> </ul> </li> </ul>	
5 費用負担	無料	
6 利用実績	平成15年度 2回	

部 会 名	健 康 福 祉
-------	---------

問 題 点 課 題

対 応 策

調 整 案
高松市の制度を適用する。

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24 - 6 障害者福祉事業	
分類	知的障害者小規模通所授産施設運営事業	
	現 況	
項 目	高 松 市	牟 礼 町
1 実施主体	該当なし。	牟礼町
2 事業内容		雇用されることの困難な知的障害者を通所させて必要な訓練を行い、かつ就労の機会を提供する小規模通所授産施設の運営を行う。
3 施設種類及び定員		知的障害者小規模通所授産施設「ほのぼのワークハウス」(牟礼町大字原765番地) 定員 19人
4 施設の態様		・土地及び家屋は町有 ・旧小学校分校舎を活用 ・駐車場は民有地を町が借地
5 運営方法		牟礼町社会福祉協議会に委託
6 運営経費		10,500千円(国庫補助対象) (補助率) 国1/2 県1/4 町1/4

部 会 名	健康福祉
-------	------

問 題 点 課 題
高松市では設置していない。

対 応 策
牟礼町の知的障害者小規模通所授産施設「ほのぼのワークハウス」については、高松市に引き継ぐものとする。 なお、合併後5年以内に、社会福祉法人による設置・運営に移行するよう、調整するものとする。

調 整 案
知的障害者小規模通所授産施設「ほのぼのワークハウス」については、高松市に引き継ぐものとする。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 6 障害者福祉事業	
分類	心身障害者医療費助成事業	
	現 況	
項 目	高 松 市	牟 礼 町
1 助成対象者	身体障害者手帳1級～4級、療育手帳④、A、⑤、Bまたは戦傷病者手帳全項症に該当する者 (その世帯における所得による制限はなし。)	高松市と同じ。 ただし、身体障害者手帳4級及び療育手帳Bについては年齢が70歳未満の者とし、所得制限を適用している。
2 助成内容	保険診療の自己負担相当額 (ただし、高額療養費を除く。)	4級及びBについては、自己負担額の1/2を助成する。 その他の者については、高松市と同じ。
3 助成方法	現物給付 (ただし、市外の病院等で受診した場合と食事代は償還給付)	償還給付

部 会 名	市 民
-------	-----

問 題 点 課 題
助成対象者、助成内容及び助成方法に差異がある。

対 応 策
合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から、高松市の制度に統一する。

調 整 案
合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から、高松市の制度に統一する。

## 協議第36号資料

### 「高齢者福祉事業について」に関する資料

高齢者と地域の交流事業について	28
高齢者を地域で支え合うまちづくり推進事業について	29
敬老会事業について	30
老人介護支援センター事業について	31
敬老祝品贈呈事業について	32
高齢者訪問事業について	33
高齢者生きがいデイサービス事業について	34
軽度生活援助事業について	35
老人福祉施設整備事業利子補給について	36
老人クラブ活動促進事業について	37
シルバー人材センター運営費補助事業について	38
牟礼町老人福祉センターについて	39
高齢者入浴助成事業について	40
寝たきり高齢者寝具乾燥等事業について	41
家族介護教室事業について	42
喫茶あんだら話事業について	43
いきがい農園事業について	44

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24-7 高齢者福祉事業	
分類	高齢者と地域の交流事業	
現 況		
項 目	高 松 市	牟 礼 町
1 対象者	地区社協の区域内に住所を有するおおむね65歳以上のひとり暮らし高齢者等	該当なし。
2 実施内容	地区の公民館を利用し、会食方式により食事サービスを実施する。(月1回)	
3 運営方法	高松市社会福祉協議会へ委託	
4 費用負担	市 190円 社会福祉協議会 190円 利用者 170円	
5 実施状況	地区数 26 地区 延べ食数 23,151 食 事業費 9,964,617 円	

部 会 名	健康福祉
-------	------

問 題 点 課 題

対 応 策

調 整 案
高松市の制度を適用する。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24-7 高齢者福祉事業	
分類	高齢者を地域で支え合うまちづくり推進事業	
現 況		
項 目	高 松 市	牟 礼 町
1 実施主体	市内35地区を実施単位とし、各地区において活動している多様な団体の参加のもと、地域支え合いネットワークを構成する団体	該当なし。
2 実施内容	<p>地域が創意工夫をし、地域ぐるみでひとり暮らし高齢者や高齢者世帯等を支え合い、支援する事業に対し、助成を行う。</p> <p>事業例</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>緊急時・災害時の支援体制づくり事業</li> <li>ひとり暮らし高齢者等の安否を確認する事業</li> <li>地域との交流を推進する仲間づくり事業</li> <li>地域での孤立防止を図る相談援助事業</li> <li>孤独感の解消を図る訪問事業</li> <li>世代間交流事業 など</li> </ul>	
3 補助内容	事業に要する経費のうち、1地区あたり50万円を限度として交付	
4 その他	平成16年度から平成18年度までの3年間の事業	

部 会 名	健康福祉
-------	------

問 題 点 課 題

対 応 策

調 整 案
高松市の制度を適用する。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24-7 高齢者福祉事業	
分類	敬老会事業	
現 況		
項 目	高 松 市	牟 礼 町
1 対象者	75歳以上の在宅高齢者 老人福祉施設入所者	高松市と同じ。
2 対象者数	・在宅 28,315人 ・施設 1,371人 (平成15年度)	・在宅 1,363人 ・施設 69人 (平成15年度)
3 運営方法	高松市社会福祉協議会へ委託	町が実施。
4 開催場所	市内35地区ごとの会場(小学校等) 老人福祉施設 各地区・施設で決定	町公民館
5 開催時期	敬老の日を中心に各地区・施設が日程調整	敬老の日
6 実施内容	式典 記念品等授与 演芸 アトラクション など 各地区で実施内容を決定	高松市と同じ。

部 会 名	健 康 福 祉
-------	---------

問 題 点 課 題
運営方法、開催場所及び開催時期に差異がある。

対 応 策
高松市の制度に統一する。

調 整 案
高松市の制度に統一する。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24-7 高齢者福祉事業	
分類	老人介護支援センター事業	
現 況		
項 目	高 松 市	牟 礼 町
1 地域型 支援センター	<p>事業内容 要介護高齢者の実態把握 在宅介護に関する相談 保健福祉サービスの情報提供 など</p> <p>運営方法 社会福祉法人、医療法人、社会福祉協議会 などへ委託</p> <p>センター数 17箇所(特別養護老人ホーム、老人保健施設 に併設)</p> <p>[職員配置 - 配置基準] 1施設につき常勤1人以上(ソーシャルワーカー、 保健師、看護師、介護福祉士、ケアマネジャー) 他の業務との兼務可</p>	<p>事業内容 高松市と同じ。</p> <p>運営方法 社会福祉法人守里苑に委託</p> <p>センター数 地域型老人介護支援センター 1カ所(委託)</p> <p>[職員配置] 相談員1人(常勤)</p>
2 基幹型 支援センター	<p>事業内容 地域型支援センターに対する指導・助言 地域ケア会議の開催</p> <p>運営方法 直営(高松市が運営)</p> <p>センター数 1箇所(高松市長寿社会対策課内に設置)</p>	該当なし。

部 会 名	健康福祉
-------	------

問 題 点 課 題

対 応 策
地域型支援センターについては、高松市の制度に統一する。

調 整 案
高松市の制度に統一する。



行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24-7 高齢者福祉事業	
分類	敬老祝品贈呈事業	
現 況		
項 目	高 松 市	牟 礼 町
1 対象者	90歳以上の高齢者 (年齢基準日:12月31日現在)	該当なし。
2 実施内容	敬老の日を中心とした行事の一環として、対象高齢者に敬老祝品を贈呈する。	
3 対象者数	・90～97歳 2,618人 計2,804人 ・98歳以上 184人 (平成15年度)	
4 祝品内容	90～97歳(1,000円相当) (平成15年度においては、タオルセット) 98歳以上(5,000円相当) (平成15年度においては、カタログにより選択) 男女最高齢者は10,000円相当	
5 贈呈方法	90～97歳 民生委員・児童委員が贈呈 98歳以上 市長等が高齢者訪問時に贈呈 訪問辞退者は郵送	

部 会 名	健康福祉
-------	------

問 題 点 課 題

対 応 策

調 整 案
高松市の制度を適用する。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24-7 高齢者福祉事業	
分類	高齢者訪問事業	
現 況		
項 目	高 松 市	牟 礼 町
1 対象者	98歳以上の高齢者	96歳以上の高齢者
2 実施内容	敬老の日を中心とした行事の一環として、対象高齢者宅を訪問し、敬老祝品を贈呈する。	高松市と同じ。
3 対象数	・在宅 120人 合計184人 ・施設 64人 (実訪問者数) ・在宅 26人 合計67人 ・施設 41人 (平成15年度)	・在宅 15人 (実訪問者数) ・在宅 6人 合計7人 ・施設 1人 (平成15年度)
4 訪問時期	9月上旬(2日間)	9月上旬(1日間)
5 訪問者	市長、議長など	町長、議長など

部 会 名	健康福祉
-------	------

問 題 点 課 題
対象者等に差異がある。

対 応 策
高松市の制度に統一する。

調 整 案
高松市の制度に統一する。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 7 高齢者福祉事業	
分類	高齢者生きがいデイサービス事業	
現 況		
項 目	高 松 市	牟 礼 町
1 対象者	(要件) おおむね65歳以上の要支援・要介護認定を受けていない者 ・ひとり暮らし高齢者、高齢者のみの世帯、これに準ずる世帯で、家に閉じこもりがちな者 ・日常生活を営むのに支障のある者(日常生活動作が一部介助1項目以上、痴呆・問題行動ありが1項目以上)	(要件) 高松市と同じ。
2 サービス内容	日常動作訓練 入浴サービス 送迎サービス レクリエーション 健康チェック 食事サービス 趣味活動・創作活動	健康チェック 食事サービス 趣味活動・創作活動 レクリエーション
3 実施場所	老人デイサービスセンター及び老人福祉センター	菜切・浜北・大町・南地区・原浜の5公民館
4 実施方法	社会福祉法人(デイサービスセンター)へ委託	牟礼町社会福祉協議会へ委託
5 利用登録者	579人 (平成15年12月31日現在)	70人 (平成15年12月31日現在)
6 利用回数	利用回数 2回/月	利用回数 1回/月
7 費用負担	生活保護世帯 市 ... 3,155円/回 利用者... なし その他の世帯 市 ... 2,772円/回 利用者... 383円/回 間食代や教養講座の材料費等は利用者から別途徴収 (383円を含め、1,000円程度/回)	町 ... 人件費、講師料等を社会福祉協議会へ支払う。 (平成15年度・・・706,614円) 利用者... 昼食代等500円(材料費等込み)

部 会 名	健康福祉
-------	------

問 題 点 課 題	サービス内容、実施場所、実施方法、利用回数及び費用負担に差異がある。
-----------	------------------------------------

対 応 策	高松市の制度に統一する。
-------	--------------

調 整 案	高松市の制度に統一する。
-------	--------------

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 7 高齢者福祉事業	
分類	軽度生活援助事業	
現 況		
項 目	高 松 市	牟 礼 町
1 事業名	軽度生活援助事業	生活管理指導員(ホームヘルパー)派遣事業
2 対象者	ひとり暮らし高齢者、高齢者のみの世帯、これに準ずる世帯	要介護認定を受けていないひとり暮らし高齢者、高齢者のみの世帯、これに準ずる世帯
3 サービス内容	軽易な日常生活上の援助 外出時の援助 食事・食材の確保 大きな物の洗濯・日干し 家周りの清掃 家屋内の整理整頓 など	高松市と同じ。
4 実施方法	高松市シルバー人材センターへ委託 援助者 ... シルバー人材センター会員	牟礼町社会福祉協議会へ委託 援助者 ... 社会福祉協議会(ホームヘルパー)
5 利用登録者	609人	6人
6 利用回数・時間	利用回数 2回/月 利用時間 3時間/回	利用回数 2回/月 利用時間 2時間/回
7 費用負担	生活保護世帯 市 ... 800円/時間 利用者... なし その他の世帯 市 ... 720円/時間 利用者... 80円/時間	町 ... 1,872円/時間 利用者... 208円/時間  世帯による費用負担の区分はない。

部 会 名	健康福祉
-------	------

問 題 点 課 題	対象者、実施方法、利用時間及び費用負担に差異がある。
-----------	----------------------------

対 応 策	高松市の制度に統一する。
-------	--------------

調 整 案	高松市の制度に統一する。
-------	--------------

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24 - 7 高齢者福祉事業	
分類	老人福祉施設整備事業利子補給	
現 況		
項 目	高 松 市	牟 礼 町
1 対象	(要件) 社会福祉法人 新規事業への利子補給については、平成15年度から廃止している。	(要件) 社会福祉法人
2 利子補給対象事業	社会福祉・医療事業団(現独立行政法人福祉医療機構)から貸付を受けて老人福祉施設の整備を行う事業	高松市と同じ。
3 利子補給期間	20年以内	20年間
4 利子補給対象事業者数	11法人	1法人
5 利子補給利率	元金5,000万円以内 年利2%以内 (ただし、実際償還利率を上回らない。)  元金5,000万円超 県補助金(香川県社会福祉施設整備促進事業補助金交付要綱)算定基準額による利率 (ただし、上限2%で、実際償還利率を上回らない。)	守里苑利子補給利率(覚書による) 県補助金(香川県社会福祉施設整備促進事業補助金交付要綱)算定基準による利率 $2.9\% / 2 + 1\% = 2.45\%$ (2.9%は実際償還利率) 守里苑の整備に係る利子補給については、他の同種施設と合わせ、牟礼町、庵治町、三木町の3町の協議に基づき、3町により、相互負担する取扱いとしている。

部 会 名	健康福祉
-------	------

問 題 点 課 題
<p>利子補給利率に差異がある。 高松市では、新規事業への利子補給を実施していない。 利子補給の財源として、庵治町及び三木町から負担金を徴している。</p>

対 応 策
<p>高松市の制度に統一する。 ただし、合併時において牟礼町が利子補給している対象事業については、現行の牟礼町の利子補給利率を適用するものとする。 なお、現行の利子補給に係る相互負担については、合併時までに清算できるよう3町で協議するものとする。</p>

調 整 案
<p>高松市の制度に統一する。 ただし、合併時において牟礼町が利子補給している対象事業については、現行の牟礼町の利子補給利率を適用するものとする。</p>

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24-7 高齢者福祉事業	
分類	老人クラブ活動促進事業	
	現 況	
項目	高 松 市	牟 礼 町
1 組織等	(名称) 高松市老人クラブ連合会 単位老人クラブ 340クラブ 会員数 19,658人 60歳以上の加入者 (平成16年4月1日現在)	(名称) 牟礼町老人クラブ連合会 単位老人クラブ 17クラブ 会員数 676人 60歳以上の加入者 (平成16年4月1日現在)
2 主な活動内容	教養活動..... 老人大学、教養講座、講習会の開催、社会見学等 社会奉仕活動..... 公共施設清掃、施設慰問、友愛訪問等 スポーツ振興..... スポーツ大会、ゲートボール大会、ペタンク大会等	高松市と同じ。
3 補助内容	老人クラブ連合会活動事業補助金 5,588千円 老人クラブ連合会運営事業補助金 8,000千円 老人クラブ活動助成金(単位クラブ) 18,042千円	老人クラブ連合会活動事業補助金 1,800千円

部 会 名	健康福祉
-------	------

問 題 点 課 題
補助内容に差異がある。

対 応 策
合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から、高松市の制度に統一する。 牟礼町老人クラブ連合会については、高松市老人クラブ連合会への統合を促す。

調 整 案
合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から、高松市の制度に統一する。

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24-7 高齢者福祉事業	
分類	シルバー人材センター運営費補助事業	
現 況		
項 目	高 松 市	牟 礼 町
1 目的	高齢者の就業の機会を確保し、提供することにより、その就業を援助して、これらの者の能力の積極的な活用を図ることができるようにし、もって高齢者の福祉の増進に資する。	町内在住の60歳以上の方々に生きがいとしての就業先を提供し、活力ある地域社会づくりを目指す。
2 補助対象団体	名称 社団法人 高松市シルバー人材センター 会員数 1,128人(平成15年度末現在) 年会費 1,000円	名称 牟礼町社会福祉協議会シルバー人材センター 会員数 61人(平成15年度末現在) 年会費 高松市と同じ。
3 補助内容	運営費助成 16,740 千円 人件費助成 3,721 千円 生活援助事業助成 1,750 千円	運営費助成 人件費助成 生活援助事業助成 一括して2,500千円

部 会 名	健康福祉
-------	------

問 題 点 課 題
補助内容に差異がある。

対 応 策
合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から、高松市の制度に統一する。 牟礼町シルバー人材センターについては、高松市シルバー人材センターへの統合を促す。

調 整 案
合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から、高松市の制度に統一する。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 7 高齢者福祉事業							
分類	牟礼町老人福祉センター							
現 況								
項 目	高 松 市	牟 礼 町						
1 老人福祉センター	<p>該当なし。</p> <p>参考</p> <p>(1) ふれあい福祉センター勝賀の主な設備 ・老人福祉センター A型 浴室、機能回復訓練室、健康相談室・生活相談室、図書コーナー、教養娯楽室、事務室等</p> <p>・その他</p> <p>(2) 利用対象者 ・老人福祉センター(浴室を除く。) 市内に住所を有する60歳以上の者 ・老人デイサービスセンター 市内に住所を有する65歳以上の身体又は精神上の障害により生活に支障がある者</p> <p>・その他利用施設によって要件あり。</p> <p>(3) 実施方法...高松市福祉事業団に委託 月曜日、12/29～1/3休み 9:00～17:00(会議室は22:00まで) 風呂(10:00～20:00)</p> <p>(4) 老人福祉センター浴室使用料(勝賀等)</p> <table style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>市内高齢者</td> <td>300円</td> </tr> <tr> <td>子供</td> <td>200円</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>390円</td> </tr> </table>	市内高齢者	300円	子供	200円	その他	390円	<p>(1) 名称 牟礼町老人福祉センター(いきいきセンター)</p> <p>(2) 施設 特A型 浴室、機能回復訓練室、健康相談室・生活相談室、診察室、検査室、栄養指導室、図書コーナー、教養娯楽室、事務室等</p> <p>(3) 利用対象者 牟礼町在住の60歳以上の者</p> <p>(4) 運営方法...直営 土曜日、祝祭日休み 8:30～17:15 風呂(10:00～15:00)</p> <p>(5) 職員配置 所長(保健師)、保健師4名、管理栄養士1名、運転士1名、パート看護師2名、パート2名</p> <p>(6) 使用料 浴室使用料200円 集会室(大)、集会室(小)、会議室については、利用時間により設定</p> <p>(7) 利用形態 同センターで、健康相談、予防接種、乳児相談、ガン検診等保健事業に関する業務を行っている。</p> <p>2階の集会室等については、公民館が管理し、利用料はセンターに入る。</p> <p>利用形態については、他の協定項目で調整</p>
市内高齢者	300円							
子供	200円							
その他	390円							

部 会 名	健康福祉
-------	------

問 題 点	課題
高松市の老人福祉センター「ふれあい福祉センター勝賀」と比べて、施設の機能、利用対象者、運営方法及び使用料に差異がある。	

対 応 策
<p>・牟礼町老人福祉センターについては、高松市に引き継ぐものとする。</p> <p>・利用対象者及び使用料については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から、高松市の老人福祉センター「ふれあい福祉センター勝賀」と同様の取扱いとする。</p> <p>ただし、60歳以上の者の浴室使用料については、現行のとおりとする。</p>

調 整 案
<p>牟礼町老人福祉センターについては、高松市に引き継ぐものとする。</p> <p>利用対象者及び使用料については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から、高松市の老人福祉センター「ふれあい福祉センター勝賀」と同様の取扱いとする。</p> <p>ただし、60歳以上の者の浴室使用料については、現行のとおりとする。</p>



行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24-7 高齢者福祉事業	
分類	高齢者入浴助成事業	
現 況		
項 目	高 松 市	牟 礼 町
1 対象者	市内に住所を有する65歳以上の高齢者 (長寿手帳受給者)	該当なし。
2 実施内容	(無料入湯券の交付) 公衆浴場組合が申請者に対し、長寿手帳で 確認し、交付  (交付枚数) 1人当たり年間15枚	
3 対象入浴施設 等	(対象施設) 公衆浴場組合加入の銭湯 (入浴料等) 300円 高松市負担分 210円 公衆浴場組合負担分 90円	

部 会 名	健 康 福 祉
-------	---------

問 題 点 課 題

対 応 策

調 整 案
高松市の制度を適用する。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 7 高齢者福祉事業	
分類	寝たきり高齢者寝具乾燥等事業	
現 況		
項 目	高 松 市	牟 礼 町
1 事業名	在宅寝たきり高齢者寝具乾燥等事業	要援護高齢者等寝具類等洗濯乾燥消毒サービス事業
2 対象者要件	市内に住所を有するおおむね65歳以上の寝たきり高齢者で、市民税非課税世帯の者	ひとり暮らし高齢者、高齢者のみの世帯、これに準ずる世帯、その他町長が特に必要と認める者
3 事業内容	乾燥消毒または水洗いを月1回実施。 (水洗いは年4回まで) 1回当たり { 掛ふとん2枚以内 敷ふとん1枚 毛布1枚	1会計年度一人2回まで 掛け布団、敷き布団、毛布 掛け布団、敷き布団、毛布、マットレス 、 のうちどちらか1つを年2回まで選択
4 費用負担	無料	掛け布団、敷き布団、毛布...630円 掛け布団、敷き布団、毛布、マットレス...1,050円

部 会 名	健康福祉
-------	------

問 題 点 課 題
対象者、事業内容及び費用負担に差異がある。

対 応 策
高松市の制度に統一する。

調 整 案
高松市の制度に統一する。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 7 高齢者福祉事業	
分類	家族介護教室事業	
現 況		
項目	高 松 市	牟 礼 町
1 対象者要件	在宅で高齢者を介護している家族、近隣の援助者等	高松市と同じ。
2 実施内容	高齢者を介護している家族等に対し、介護方法や介護予防、介護者の健康づくり等についての知識、技術を習得する場として、教室を開催し、家族の身体的及び精神的負担の軽減を図る。	高松市と同じ。
3 運営方法	老人介護支援センターへ委託 月1回程度実施 委託料：開催1回当たり 3万円	老人介護支援センターへ委託 毎週土曜日実施 委託料については支援センター委託料に含まれる。
4 費用負担	事業の参加費は無料 教材費等の実費については、利用者の負担	高松市と同じ。

部 会 名	健康福祉
-------	------

問 題 点 課 題
運営方法に差異がある。

対 応 策
高松市の制度に統一する。

調 整 案
高松市の制度に統一する。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 7 高齢者福祉事業	
分類	喫茶あんだら話事業	
	現 況	
項目	高 松 市	牟 礼 町
1 対象者	該当なし。	町内在住の65歳以上の高齢者
2 実施内容		おしゃべりをすることにより、引きこもりの予防をする。
3 実施方法	参考 高齢者と地域の交流事業、高齢者を地域で支え合うまちづくり推進事業、老人クラブ活動等を通じて、地域との交流を図っている。	6つのボランティアグループ(連合体)が交替でコーヒーやお菓子を出して接待する。
4 費用負担		個人負担100円(お菓子代) ボランティアグループに年5万円補助
5 実施状況		町内3ヶ所で月5回実施 午前9時半から11時半まで (2ヶ所は月2回、1ヶ所は月1回。)

部 会 名	健康福祉
-------	------

問 題 点 課 題
高松市では事業を実施していない。

対 応 策
牟礼町の喫茶あんだら話事業については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から、高松市で実施している関連事業や老人クラブ事業の中で対応が図れるよう合併時まで調整するものとする。

調 整 案
牟礼町の喫茶あんだら話事業については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から、高松市で実施している関連事業や老人クラブ事業の中で対応が図れるよう合併時まで調整するものとする。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 7 高齢者福祉事業	
分類	いきがい農園事業	
現 況		
項 目	高 松 市	牟 礼 町
1 対象者	該当なし。	60歳以上の高齢者
2 実施内容		高齢者による生産活動を通じて励まし合い、収穫の喜びを共有する。
3 実施方法	参考 高齢者を地域で支え合うまちづくり推進事業、老人クラブ活動等を通じて、地域との交流と社会参加、生きがいを得る場づくりに努めている。	町が民有地を借り受け、牟礼町老人クラブ連合会いきがいと健康づくり推進部会が、野菜作りを実施
4 費用負担		同部会に対し、年30万円を補助 (町15万円、県15万円(17年度から廃止))
5 実施状況		週3回集まって作業

部 会 名	健康福祉
-------	------

問 題 点 課 題
高松市では事業を実施していない。

対 応 策
牟礼町のいきがい農園事業については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から、高松市で実施している関連事業や老人クラブ事業の中で対応が図れるよう合併時までに調整するものとする。

調 整 案
牟礼町のいきがい農園事業については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から、高松市で実施している関連事業や老人クラブ事業の中で対応が図れるよう合併時までに調整するものとする。

## 協議第37号資料

### 「交通関係事業について」に関する資料

交通安全運動について	46
交通安全活動について	47
交通安全資材の配布について	48
市・町民交通傷害保障について	49
放置車両等対策について	50~52
チャイルドシート助成について	53
生活バス路線維持について	54

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24 - 16 交通関係事業		部会名	土木
分類	交通安全運動			
	現況			
項目	高松市	牟礼町	問題点課題	
1 活動内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・春の交通安全運動 4月</li> <li>・秋の交通安全運動 9月</li> <li>・年末、年始の交通安全運動 12月～1月</li> <li>・高齢者の交通安全日 毎月5日</li> <li>・自転車の交通安全日 毎月8日</li> <li>・市民の交通安全日 毎月20日</li> <li>・交通安全対策会議 2回/年</li> <li>・交通安全都市推進協議会 6回/年</li> <li>・交通安全母の会連絡協議会 16回/年</li> <li>・各種交通安全会議 25回/年</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・春の交通安全運動 4月</li> <li>・秋の交通安全運動 9月</li> <li>・年末、年始の交通安全運動 12月～1月</li> <li>・高齢者の交通安全日 毎月5日</li> <li>・自転車の交通安全日 該当なし。</li> <li>・県民の交通安全日 毎月20日</li> <li>・交通安全対策会議 該当なし。</li> <li>・牟礼町交通安全対策協議会 随時</li> <li>・交通安全母の会 1回/年</li> </ul>	活動内容に差異がある。	
			対応策	高松市の制度に統一する。
			調整案	高松市の制度に統一する。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 16 交通関係事業	
分類	交通安全活動	
現 況		
項 目	高 松 市	牟 礼 町
1 交通安全指導者研修会	<ul style="list-style-type: none"> <li>交通安全母の会指導者研修会</li> <li>保育所、幼稚園、小学校交通安全担当者研修会</li> <li>老人クラブ指導者研修会</li> <li>PTA指導者研修会</li> <li>校区(地区)交通安全母の会研修会</li> <li>高齢者交通指導員研修会</li> </ul>	該当なし。
2 交通安全教室の開催	<ul style="list-style-type: none"> <li>保育所 2回/年(年間延べ100回)</li> <li>幼稚園 2回/年(年間延べ88回)</li> <li>小・中学校 1回または2回/年(年間延べ66回)</li> <li>高齢者 延べ15回/年</li> <li>母親教室 延べ8回/年</li> <li>地域、団体 延べ18回/年</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>保育所 1回/年(年間延べ4回)</li> <li>幼稚園 1回/年(年間延べ4回)</li> <li>小・中学校 1回または2回/年(年間延べ4回)</li> <li>高齢者 該当なし。</li> <li>婦人会 該当なし。</li> </ul>
3 街頭交通指導の実施主体等	交通安全協会・PTA・子ども会育成協議連絡会等が実施している。	交通指導員が平日毎朝30分ほど実施している。
4 マナーアップモデル地区事業	<p>(指定) 毎年度3地区を指定</p> <p>(目的) 全市民の模範となる交通安全活動を実践することにより、交通マナーの向上を図るとともに市民福祉の増進と交通安全都市の実現を図る。</p>	<p>(指定) 牟礼町交通安全モデル地区 毎年1自治会を指定</p> <p>(目的) 交通事故防止、安全で快適な町づくりのため各地区に根付いた交通安全活動を積極的に推進することにより、交通安全思想の普及高揚を図り交通事故のない、住よいまちづくりを目指すものである。</p>
5 交通指導員の活動	(活動内容等) 4名の交通指導員により、保育所等での交通安全教室(年間約300回開催)に出向き、指導を行うほか、交通安全行事等を通じ、交通安全に係る指導・教育・啓発活動を推進している。	(活動内容等) 10名の交通指導員が、平日毎朝、町内主要箇所にて、主に小中学生を対象とした街頭指導を行っている。また、交通安全行事の指導者や来賓として行事に参加している。

部 会 名	土 木
-------	-----

問 題 点 課 題
<ul style="list-style-type: none"> <li>牟礼町では、交通安全指導者研修会を実施していない。</li> <li>交通安全教室の開催回数等に差異がある。</li> <li>街頭交通指導の実施主体等に差異がある。</li> <li>交通指導員の活動内容等に差異がある。</li> </ul>

対 応 策
高松市の制度に統一する。

調 整 案
高松市の制度に統一する。



行政制度等現況調査・調整方針

協定項目		24 - 16 交通関係事業		部会名	土木
分類		交通安全資材の配布			
		現況			
項目		高松市	牟礼町	問題点課題	
1 保育所・幼稚園・学校関係資材	<p>目的 新入学児童に対して交通事故にあわないように交通安全用品を贈呈する。</p> <p>配布物 (保育所・幼稚園) 鈴付リボン、交通安全絵本、紙芝居 (小学校) 鈴付リボン、ランドセルカバー、黄色いワッペン、黄色いハンカチ、交通安全絵本 (中学生) 該当なし。</p>	<p>目的 高松市と同じ。</p> <p>配布物 (保育所・幼稚園) 鈴付リボン、こじかクラブワッペン(さぬき地区交通対策連絡協議会より) (小学校) 鈴付リボン、ランドセルカバー(さぬき地区交通対策連絡協議会より) (中学生) 該当なし。</p>	<p>保育所・幼稚園・学校関係資材の配布物等に差異がある。</p>		
2 街頭補導用資材	<p>(目的) 児童の登校の安全確保 (配布物) 指導旗、帽子、腕章 (対象者等) 街頭補導員</p>	該当なし。	<p>対応策 高松市の制度に統一する。</p>		
				調整案	
				高松市の制度に統一する。	

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 16 交通関係事業																																					
分類	市・町民交通傷害保障																																					
現 況																																						
項目	高 松 市	牟 礼 町																																				
1 名称	高松市市民交通傷害保険	牟礼町交通傷害保険																																				
2 加入者の資格	市内に住所を有する者(外国人登録者を含む)	町の区域内に居住し、住所登録をしている者 (外国人登録者を含む) 町内に通勤及び通学している者																																				
3 保険期間	毎年4月1日から翌年3月31日まで (中途加入は加入の翌日から)	毎年11月1日から翌年10月31日まで (中途加入は加入受付時)																																				
4 保険料	年間1人1口 720円(2口まで加入可)	年間1人2口 1,200円																																				
5 保険請求期間	交通事故発生日から2年以内	高松市と同じ。																																				
6 保険金	<p>死亡・後遺障害の場合 100万円 傷害を受けた場合 下記のとおり</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>傷 害 の 程 度</th> <th>保 険 金 (円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>治療期間6ヶ月以上</td> <td>120,000</td> </tr> <tr> <td>治療期間5ヶ月以上6ヶ月未満</td> <td>90,000</td> </tr> <tr> <td>治療期間4ヶ月以上5ヶ月未満</td> <td>70,000</td> </tr> <tr> <td>治療期間3ヶ月以上4ヶ月未満</td> <td>50,000</td> </tr> <tr> <td>治療期間2ヶ月以上3ヶ月未満</td> <td>30,000</td> </tr> <tr> <td>治療期間1ヶ月以上2ヶ月未満</td> <td>20,000</td> </tr> <tr> <td>治療期間1週間以上1ヶ月未満</td> <td>10,000</td> </tr> <tr> <td>治療期間1日以上1週間未満</td> <td>5,000</td> </tr> </tbody> </table>	傷 害 の 程 度	保 険 金 (円)	治療期間6ヶ月以上	120,000	治療期間5ヶ月以上6ヶ月未満	90,000	治療期間4ヶ月以上5ヶ月未満	70,000	治療期間3ヶ月以上4ヶ月未満	50,000	治療期間2ヶ月以上3ヶ月未満	30,000	治療期間1ヶ月以上2ヶ月未満	20,000	治療期間1週間以上1ヶ月未満	10,000	治療期間1日以上1週間未満	5,000	<p>死亡・後遺障害の場合 200万円 傷害を受けた場合 下記のとおり</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>傷 害 の 程 度</th> <th>保 険 金 (円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>治療期間6ヶ月以上</td> <td>240,000</td> </tr> <tr> <td>治療期間5ヶ月以上6ヶ月未満</td> <td>180,000</td> </tr> <tr> <td>治療期間4ヶ月以上5ヶ月未満</td> <td>140,000</td> </tr> <tr> <td>治療期間3ヶ月以上4ヶ月未満</td> <td>100,000</td> </tr> <tr> <td>治療期間2ヶ月以上3ヶ月未満</td> <td>60,000</td> </tr> <tr> <td>治療期間1ヶ月以上2ヶ月未満</td> <td>40,000</td> </tr> <tr> <td>治療期間1週間以上1ヶ月未満</td> <td>20,000</td> </tr> <tr> <td>治療期間1日以上1週間未満</td> <td>10,000</td> </tr> </tbody> </table>	傷 害 の 程 度	保 険 金 (円)	治療期間6ヶ月以上	240,000	治療期間5ヶ月以上6ヶ月未満	180,000	治療期間4ヶ月以上5ヶ月未満	140,000	治療期間3ヶ月以上4ヶ月未満	100,000	治療期間2ヶ月以上3ヶ月未満	60,000	治療期間1ヶ月以上2ヶ月未満	40,000	治療期間1週間以上1ヶ月未満	20,000	治療期間1日以上1週間未満	10,000
傷 害 の 程 度	保 険 金 (円)																																					
治療期間6ヶ月以上	120,000																																					
治療期間5ヶ月以上6ヶ月未満	90,000																																					
治療期間4ヶ月以上5ヶ月未満	70,000																																					
治療期間3ヶ月以上4ヶ月未満	50,000																																					
治療期間2ヶ月以上3ヶ月未満	30,000																																					
治療期間1ヶ月以上2ヶ月未満	20,000																																					
治療期間1週間以上1ヶ月未満	10,000																																					
治療期間1日以上1週間未満	5,000																																					
傷 害 の 程 度	保 険 金 (円)																																					
治療期間6ヶ月以上	240,000																																					
治療期間5ヶ月以上6ヶ月未満	180,000																																					
治療期間4ヶ月以上5ヶ月未満	140,000																																					
治療期間3ヶ月以上4ヶ月未満	100,000																																					
治療期間2ヶ月以上3ヶ月未満	60,000																																					
治療期間1ヶ月以上2ヶ月未満	40,000																																					
治療期間1週間以上1ヶ月未満	20,000																																					
治療期間1日以上1週間未満	10,000																																					

部 会 名	土 木
-------	-----

問 題 点 課 題	加入者の資格、保険期間、保険料等に差異がある。
-----------	-------------------------

対 応 策	<p>高松市の制度に統一する。 ただし、牟礼町地域における保険期間については、合併時までに調整するものとする。</p> <p>なお、牟礼町で加入した保険金請求期間が存する間は、高松市が、その事務を引き継ぐ。</p>
-------	---

調 整 案	<p>高松市の制度に統一する。 ただし、保険期間については、合併時までに調整するものとする。</p>
-------	--

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24 - 16 交通関係事業	
分類	放置車両等対策	
	現 況	
項 目	高 松 市	牟 礼 町
1 放置自動車対策	<p>(内容)                      放置自動車の発生を防止するとともに適正な処理を行う。                      (対象車両)                      125ccを超える車両(2輪車を含む)                      (対象区域)                      道路、公園、公営住宅、その他国又は公共団体が設置・管理する場所</p>	<p>該当なし。</p>

部 会 名	土 木
-------	-----

問 題 点 課 題
<p>・牟礼町では放置自動車対策を行っていない。                      ・放置自転車等の禁止区域、撤去までの放置期間及び移送保管料に差異がある。                      ・牟礼町では、放置自転車保管後の再利用を行っていない。</p>

対 応 策
<p>高松市の制度に統一する。                      ただし、牟礼町地域における「放置禁止区域」については、「放置禁止区域、放置整理区域以外の区域」として取り扱うものとする。</p>

調 整 案
<p>高松市の制度に統一する。</p>

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24 - 16 交通関係事業		部会名	土木
分類	放置車両等対策			
	現況			
項目	高松市	牟礼町	問題点	課題
2 放置自転車対策	<p>(内容) 公共の場所から放置自転車を排除し、歩行者等の通行の安全と円滑を確保し、良好な都市環境を保持する。</p> <p>(放置禁止区域) JR四国高松駅地区、中央通り、美術館通り、琴電瓦町駅地区、サンポート高松地区、琴電栗林公園駅地区</p> <p>・放置期間 2時間以上</p> <p>(放置整理区域) JR四国栗林駅地区、琴電片原町駅地区</p> <p>・放置期間 2日以上</p> <p>(放置禁止区域、放置整理区域以外の区域)</p> <p>・放置期間 7日以上</p> <p>(整理及び撤去) ・放置禁止区域、整理区域及び自転車等駐車場内の放置自転車等の整理を行うため、定期的に警告札等の貼り付けを行い、一定期間・期間経過後撤去作業を実施。その他区域についても、通報等により、随時撤去作業を実施している。 ・撤去した自転車等は、保管所に60日間保管し、その間所有者等の調査を行い、返還通知を行う。 ・返還時には、移送保管料として、自転車1,500円、原動機付自転車2,500円の徴収を行う。</p>	<p>(内容) 町民の良好な生活環境を確保し、町の美観を維持するとともに、町民生活の安全を図る。</p> <p>(放置禁止区域) 琴電八栗駅周辺 琴電大町駅周辺</p> <p>・放置期間 7日以上</p> <p>(整理及び撤去) ・放置禁止区域及び自転車駐輪場内の放置自転車等の整理を行うため、定期的に警告札などの貼り付けを行い、一定期間経過後撤去作業を実施。その他区域についても通報等により、随時撤去作業を実施している。 ・撤去した自転車等は、保管所に6箇月間保管し、その間所有者等の調査を行い、返還通知を行う。 ・返還時には移送費500円と、保管費2,000円を上限として徴収を行う。</p>		
			対応策	
			調整案	

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24 - 16 交通関係事業		部会名	土木																					
分類	放置車両等対策																								
現 況																									
項 目	高 松 市	牟 礼 町	問 題 点 課 題																						
3 放置自転車 保管後の再 利用	<p>レンタサイクルシステム (レンタサイクルポート設置場所) 瓦町地下レンタサイクルポートほか4か所 (配置台数) 740台 (料金)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>一般</th> <th>学生等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">定期利用</td> <td>1か月</td> <td>2,000円</td> </tr> <tr> <td>3か月</td> <td>5,500円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">一時利用</td> <td>24時間以内</td> <td>100円</td> </tr> <tr> <td>24時間超</td> <td>24時間までごとに100円</td> </tr> </tbody> </table> <p>放置自転車の一般販売 放置自転車のうち引き取り手がなく再利用が可能な自転車を、自転車商組合が設立した高松市自転車リサイクル推進協会へ売却し、同推進協会に加盟している29の自転車店が点検・整備を行い各店舗で一般販売を行っている。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>販売台数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>13</td> <td>347台</td> </tr> <tr> <td>14</td> <td>670台</td> </tr> <tr> <td>15</td> <td>636台</td> </tr> </tbody> </table>	区分	一般	学生等	定期利用	1か月	2,000円	3か月	5,500円	一時利用	24時間以内	100円	24時間超	24時間までごとに100円	年度	販売台数	13	347台	14	670台	15	636台	該当なし。	問題点課題	
区分	一般	学生等																							
定期利用	1か月	2,000円																							
	3か月	5,500円																							
一時利用	24時間以内	100円																							
	24時間超	24時間までごとに100円																							
年度	販売台数																								
13	347台																								
14	670台																								
15	636台																								
			対 応 策																						
			調 整 案																						

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24 - 16 交通関係事業	
分類	チャイルドシート助成	
	現 況	
項 目	高 松 市	牟 礼 町
1 目的	該当なし。	チャイルドシートの着用を推進し、自動車運転中の子どもの安全を守り、交通事故の軽減を図る。
2 対象		牟礼町内在住の6歳未満の乳幼児の保護者。
3 支給数		乳幼児の人数に応じて1人につき1回限り。
4 支給額		1乳幼児につき5,000円以内助成する。

部 会 名	土 木
-------	-----

問 題 点 課 題
高松市では、チャイルドシート助成を実施していない。

対 応 策
牟礼町地域におけるチャイルドシート助成については、合併年度及びこれに続く3年度に限り、現行のとおり実施するものとする。

調 整 案
牟礼町地域におけるチャイルドシート助成については、合併年度及びこれに続く3年度に限り、現行のとおり実施するものとする。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 16 交通関係事業																																										
分類	生活バス路線維持																																										
項目	現 況																																										
	高 松 市	牟 礼 町																																									
1 内容	減便や廃止になっている路線バスに対し、市民の足の維持・確保のため、12の路線に対して補助している。	該当なし。																																									
2 対象路線	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">路線名</th> <th colspan="2">運行系統</th> </tr> <tr> <th>起 点</th> <th>終 点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市民病院 ループバス</td> <td>新北町</td> <td>市民病院</td> </tr> <tr> <td>ショッピングレイ ンホー循環バス</td> <td>高松駅</td> <td>高松駅</td> </tr> <tr> <td>弓弦羽</td> <td>高松駅</td> <td>弓弦羽</td> </tr> <tr> <td>弓弦羽(宮脇)</td> <td>高松駅</td> <td>弓弦羽</td> </tr> <tr> <td>弓弦羽(県体)</td> <td>高松駅</td> <td>弓弦羽</td> </tr> <tr> <td>御厩</td> <td>県立体育館前</td> <td>県立総合プール</td> </tr> <tr> <td>川島</td> <td>高松駅</td> <td>川島車庫前</td> </tr> <tr> <td>川島(レインボー)</td> <td>高松駅</td> <td>川島車庫前</td> </tr> <tr> <td>川島(サンメッセ)</td> <td>高松駅</td> <td>川島車庫前</td> </tr> <tr> <td>西植田(サンメッセ)</td> <td>高松駅</td> <td>西植田</td> </tr> <tr> <td>浦生</td> <td>高松駅</td> <td>浦生</td> </tr> <tr> <td>引田線(引田)</td> <td>高松駅</td> <td>引田</td> </tr> </tbody> </table>	路線名	運行系統		起 点	終 点	市民病院 ループバス	新北町	市民病院	ショッピングレイ ンホー循環バス	高松駅	高松駅	弓弦羽	高松駅	弓弦羽	弓弦羽(宮脇)	高松駅	弓弦羽	弓弦羽(県体)	高松駅	弓弦羽	御厩	県立体育館前	県立総合プール	川島	高松駅	川島車庫前	川島(レインボー)	高松駅	川島車庫前	川島(サンメッセ)	高松駅	川島車庫前	西植田(サンメッセ)	高松駅	西植田	浦生	高松駅	浦生	引田線(引田)	高松駅	引田	
路線名	運行系統																																										
	起 点	終 点																																									
市民病院 ループバス	新北町	市民病院																																									
ショッピングレイ ンホー循環バス	高松駅	高松駅																																									
弓弦羽	高松駅	弓弦羽																																									
弓弦羽(宮脇)	高松駅	弓弦羽																																									
弓弦羽(県体)	高松駅	弓弦羽																																									
御厩	県立体育館前	県立総合プール																																									
川島	高松駅	川島車庫前																																									
川島(レインボー)	高松駅	川島車庫前																																									
川島(サンメッセ)	高松駅	川島車庫前																																									
西植田(サンメッセ)	高松駅	西植田																																									
浦生	高松駅	浦生																																									
引田線(引田)	高松駅	引田																																									

部 会 名	都 市 開 発
-------	---------

問 題 点 課 題

対 応 策

調 整 案
高松市の制度を適用する。

## 協議第38号資料

### 「上水道事業について」に関する資料

経営形態、会計制度等について	56
水道料金について	57
給水装置新設等負担金について	58
手数料について	59~60
浄水施設の維持管理について	61
受付・収納について	62
漏水対策について	63
水質検査について	64
参考資料	65~68



行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24 - 17 上水道事業		部会名	水道
分類	経営形態、会計制度等			
現 況				
項 目	高 松 市	牟 礼 町	問 題 点 課 題	
1 経営形態	<ul style="list-style-type: none"> <li>・上水道事業</li> <li>・地方公営企業法適用事業</li> </ul>	高松市と同じ。	事業認可が異なっている。	
2 会計制度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・企業会計(複式簿記)</li> </ul>	高松市と同じ。	対 応 策	
3 事業認可	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「水道施設整備事業」</li> <li>・平成15年7月 事業認可</li> <li>・内容</li> <li>給水区域 高松市内(一部を除く)、三木町、国分寺町の一部</li> <li>給水人口 333,200人</li> <li>給水量 154,100m<sup>3</sup>(計画1日最大)</li> <li>水源の種別等 表流水、伏流水、貯留水、浄水受水</li> <li>・目標年次 平成29年度</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第4次拡張事業</li> <li>・平成13年8月 事業認可</li> <li>・内容</li> <li>給水区域 牟礼町</li> <li>給水人口 19,230人</li> <li>給水量 9,900m<sup>3</sup>(計画1日最大)</li> <li>水源の種別等 浄水受水(県営水道用水)</li> <li>・目標年次 平成25年度</li> </ul>	事業認可については、牟礼町の事業を含めた事業認可とするため、高松市の事業認可の見直しを行う。	
			調 整 案	
			牟礼町の上水道事業は、高松市の上水道事業に統合する。	

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24-17 上水道事業																																																																																																																											
分類	水道料金																																																																																																																											
項目	高松市	牟礼町																																																																																																																										
1 料金体系	<p>次の(1)、(2)の合計額に100分の105を乗じた額。ただし、1円未満は切り捨てる。</p> <p>(1)基本料金(1か月につき)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>メータ口径</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>13 mm</td><td>1,000円</td></tr> <tr><td>20 mm</td><td>2,000円</td></tr> <tr><td>25 mm</td><td>3,000円</td></tr> <tr><td>40 mm</td><td>7,600円</td></tr> <tr><td>50 mm</td><td>16,000円</td></tr> <tr><td>75 mm</td><td>34,000円</td></tr> <tr><td>100 mm</td><td>62,000円</td></tr> <tr><td>150 mm</td><td>160,000円</td></tr> </tbody> </table> <p>(2)従量料金(1ヶ月につき)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">種別</th> <th rowspan="2">用途等の別</th> <th colspan="2">金額</th> </tr> <tr> <th>使用水量</th> <th>単価 (1m<sup>3</sup>につき)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">一般用 メータ口径 13mm、 20mm</td> <td rowspan="2">1m<sup>3</sup>から10m<sup>3</sup>まで</td> <td>1m<sup>3</sup>から10m<sup>3</sup>まで</td> <td>40円</td> </tr> <tr> <td>11m<sup>3</sup>から20m<sup>3</sup>まで</td> <td>130円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">21m<sup>3</sup>から100m<sup>3</sup>まで</td> <td>21m<sup>3</sup>から100m<sup>3</sup>まで</td> <td>200円</td> </tr> <tr> <td>101m<sup>3</sup>以上</td> <td>240円</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">専用栓</td> <td rowspan="2">一般用 メータ口径 25mm以上</td> <td>1m<sup>3</sup>から20m<sup>3</sup>まで</td> <td>130円</td> </tr> <tr> <td>21m<sup>3</sup>から100m<sup>3</sup>まで</td> <td>200円</td> </tr> <tr> <td>101m<sup>3</sup>以上</td> <td>240円</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">湯屋用</td> <td>1m<sup>3</sup>から20m<sup>3</sup>まで</td> <td>65円</td> </tr> <tr> <td>21m<sup>3</sup>から100m<sup>3</sup>まで</td> <td>100円</td> </tr> <tr> <td>101m<sup>3</sup>以上</td> <td>120円</td> </tr> <tr> <td>特殊用</td> <td></td> <td>480円</td> </tr> <tr> <td>連用栓</td> <td>各戸一般用メータ口径13mmで均等使用したものとして算定する。</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	メータ口径	金額	13 mm	1,000円	20 mm	2,000円	25 mm	3,000円	40 mm	7,600円	50 mm	16,000円	75 mm	34,000円	100 mm	62,000円	150 mm	160,000円	種別	用途等の別	金額		使用水量	単価 (1m <sup>3</sup> につき)	一般用 メータ口径 13mm、 20mm	1m <sup>3</sup> から10m <sup>3</sup> まで	1m <sup>3</sup> から10m <sup>3</sup> まで	40円	11m <sup>3</sup> から20m <sup>3</sup> まで	130円	21m <sup>3</sup> から100m <sup>3</sup> まで	21m <sup>3</sup> から100m <sup>3</sup> まで	200円	101m <sup>3</sup> 以上	240円	専用栓	一般用 メータ口径 25mm以上	1m <sup>3</sup> から20m <sup>3</sup> まで	130円	21m <sup>3</sup> から100m <sup>3</sup> まで	200円	101m <sup>3</sup> 以上	240円	湯屋用	1m <sup>3</sup> から20m <sup>3</sup> まで	65円	21m <sup>3</sup> から100m <sup>3</sup> まで	100円	101m <sup>3</sup> 以上	120円	特殊用		480円	連用栓	各戸一般用メータ口径13mmで均等使用したものとして算定する。			<p>次の(1)、(2)の合計額に100分の105を乗じた額。ただし、1円未満は切り捨てる。</p> <p>(1)基本料金・超過料金(1か月につき)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">種別</th> <th rowspan="2">用途</th> <th colspan="2">基本料金</th> <th colspan="2">超過料金(1? 当たり又は人員)</th> </tr> <tr> <th>水量</th> <th>料金</th> <th>水量</th> <th>料金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">計量制</td> <td rowspan="6">家庭用 工業用 営業用 湯屋用 臨時用 特殊用</td> <td rowspan="6">10m<sup>3</sup>まで</td> <td rowspan="6">900円</td> <td>1m<sup>3</sup>につき</td> <td>200円</td> </tr> <tr> <td>10m<sup>3</sup>につき</td> <td>3,300円</td> </tr> <tr> <td>1m<sup>3</sup>につき</td> <td>400円</td> </tr> <tr> <td>1世帯5人まで</td> <td>220円</td> </tr> <tr> <td>1世帯</td> <td>900円</td> </tr> <tr> <td>10m<sup>3</sup>まで</td> <td>200円</td> </tr> <tr> <td>定額制</td> <td>家庭用</td> <td>1世帯5人まで</td> <td>1人につき</td> <td>220円</td> </tr> <tr> <td>共用</td> <td>計量制/家庭用</td> <td>1世帯</td> <td>1m<sup>3</sup>につき</td> <td>200円</td> </tr> <tr> <td>連用</td> <td>計量制/家庭用</td> <td>10m<sup>3</sup>まで</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(2)メーター維持管理費(1か月につき)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>口径</th> <th>維持管理費</th> <th>口径</th> <th>維持管理費</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>13mm</td><td>100円</td><td>50mm</td><td>1,800円</td></tr> <tr><td>20mm</td><td>180円</td><td>75mm</td><td>2,100円</td></tr> <tr><td>25mm</td><td>200円</td><td>100mm</td><td>2,700円</td></tr> <tr><td>30mm</td><td>320円</td><td>125mm</td><td>4,000円</td></tr> <tr><td>40mm</td><td>380円</td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table> <p>ただし、遠隔操作の場合は口径13mm以上40mmまで1か月につき200円、口径50mm以上125mmまで1か月につき400円を加算する。</p>	種別	用途	基本料金		超過料金(1? 当たり又は人員)		水量	料金	水量	料金	計量制	家庭用 工業用 営業用 湯屋用 臨時用 特殊用	10m <sup>3</sup> まで	900円	1m <sup>3</sup> につき	200円	10m <sup>3</sup> につき	3,300円	1m <sup>3</sup> につき	400円	1世帯5人まで	220円	1世帯	900円	10m <sup>3</sup> まで	200円	定額制	家庭用	1世帯5人まで	1人につき	220円	共用	計量制/家庭用	1世帯	1m <sup>3</sup> につき	200円	連用	計量制/家庭用	10m <sup>3</sup> まで			口径	維持管理費	口径	維持管理費	13mm	100円	50mm	1,800円	20mm	180円	75mm	2,100円	25mm	200円	100mm	2,700円	30mm	320円	125mm	4,000円	40mm	380円		
メータ口径	金額																																																																																																																											
13 mm	1,000円																																																																																																																											
20 mm	2,000円																																																																																																																											
25 mm	3,000円																																																																																																																											
40 mm	7,600円																																																																																																																											
50 mm	16,000円																																																																																																																											
75 mm	34,000円																																																																																																																											
100 mm	62,000円																																																																																																																											
150 mm	160,000円																																																																																																																											
種別	用途等の別	金額																																																																																																																										
		使用水量	単価 (1m <sup>3</sup> につき)																																																																																																																									
一般用 メータ口径 13mm、 20mm	1m <sup>3</sup> から10m <sup>3</sup> まで	1m <sup>3</sup> から10m <sup>3</sup> まで	40円																																																																																																																									
		11m <sup>3</sup> から20m <sup>3</sup> まで	130円																																																																																																																									
	21m <sup>3</sup> から100m <sup>3</sup> まで	21m <sup>3</sup> から100m <sup>3</sup> まで	200円																																																																																																																									
		101m <sup>3</sup> 以上	240円																																																																																																																									
専用栓	一般用 メータ口径 25mm以上	1m <sup>3</sup> から20m <sup>3</sup> まで	130円																																																																																																																									
		21m <sup>3</sup> から100m <sup>3</sup> まで	200円																																																																																																																									
	101m <sup>3</sup> 以上	240円																																																																																																																										
湯屋用	1m <sup>3</sup> から20m <sup>3</sup> まで	65円																																																																																																																										
	21m <sup>3</sup> から100m <sup>3</sup> まで	100円																																																																																																																										
	101m <sup>3</sup> 以上	120円																																																																																																																										
特殊用		480円																																																																																																																										
連用栓	各戸一般用メータ口径13mmで均等使用したものとして算定する。																																																																																																																											
種別	用途	基本料金		超過料金(1? 当たり又は人員)																																																																																																																								
		水量	料金	水量	料金																																																																																																																							
計量制	家庭用 工業用 営業用 湯屋用 臨時用 特殊用	10m <sup>3</sup> まで	900円	1m <sup>3</sup> につき	200円																																																																																																																							
				10m <sup>3</sup> につき	3,300円																																																																																																																							
				1m <sup>3</sup> につき	400円																																																																																																																							
				1世帯5人まで	220円																																																																																																																							
				1世帯	900円																																																																																																																							
				10m <sup>3</sup> まで	200円																																																																																																																							
定額制	家庭用	1世帯5人まで	1人につき	220円																																																																																																																								
共用	計量制/家庭用	1世帯	1m <sup>3</sup> につき	200円																																																																																																																								
連用	計量制/家庭用	10m <sup>3</sup> まで																																																																																																																										
口径	維持管理費	口径	維持管理費																																																																																																																									
13mm	100円	50mm	1,800円																																																																																																																									
20mm	180円	75mm	2,100円																																																																																																																									
25mm	200円	100mm	2,700円																																																																																																																									
30mm	320円	125mm	4,000円																																																																																																																									
40mm	380円																																																																																																																											
2 検針・調定間	<p>・隔月(2か月に1回)検針</p> <p>・隔月(2か月に1回)調定(請求)</p>	<p>・毎月(1か月に1回)検針</p> <p>・毎月(1か月に1回)調定(請求)</p>																																																																																																																										

部会名	水道
-----	----

問題点課題	料金体系及び検針・調定期間が異なっている。
-------	-----------------------

対応策	<p>高松市の制度に統一する。</p> <p>ただし、牟礼町地域において、1か月の水道料金が増加するものについては、合併後最初の1年間は概ね75%、2年目は概ね50%、3年目は概ね25%を減免するものとし、合併後4年目に高松市の水道料金と同額になるよう段階的に調整するものとする。</p>
-----	--

調整案	<p>高松市の制度に統一する。</p> <p>ただし、牟礼町地域において、1か月の水道料金が増加するものについては、合併後4年目に高松市の水道料金と同額になるよう段階的に調整するものとする。</p>
-----	---

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 17 上水道事業																																							
分類	給水装置新設等負担金																																							
現 況																																								
項 目	高 松 市	牟 礼 町																																						
1 徴収対象者	給水装置の新設及びメータ口径の増加の申込者	高松市と同じ。																																						
2 負担金の額	<table border="1"> <thead> <tr> <th>メータ口径</th> <th>金額(1か所につき)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>13mm</td><td>63,000円</td></tr> <tr><td>20mm</td><td>189,000円</td></tr> <tr><td>25mm</td><td>315,000円</td></tr> <tr><td>40mm</td><td>819,000円</td></tr> <tr><td>50mm</td><td>1,701,000円</td></tr> <tr><td>75mm</td><td>4,662,000円</td></tr> <tr><td>100mm</td><td>9,513,000円</td></tr> <tr><td>150mm</td><td>26,271,000円</td></tr> </tbody> </table> <p>メータの口径の増加の申込者から徴収する負担金は、申込みの口径に係る負担金と申込前の口径に係る負担金との差額とする。</p>	メータ口径	金額(1か所につき)	13mm	63,000円	20mm	189,000円	25mm	315,000円	40mm	819,000円	50mm	1,701,000円	75mm	4,662,000円	100mm	9,513,000円	150mm	26,271,000円	<table border="1"> <thead> <tr> <th>メータ口径</th> <th>金額(1か所につき)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>13mm</td><td>63,000円</td></tr> <tr><td>20mm</td><td>189,000円</td></tr> <tr><td>25mm</td><td>252,000円</td></tr> <tr><td>30mm</td><td>378,000円</td></tr> <tr><td>40mm</td><td>567,000円</td></tr> <tr><td>50mm</td><td>945,000円</td></tr> <tr><td>75mm</td><td>2,142,000円</td></tr> <tr><td>100mm</td><td>3,843,000円</td></tr> <tr><td>125mm</td><td>5,985,000円</td></tr> </tbody> </table> <p>メータの口径の増加の申込者から徴収する負担金は、申込みの口径に係る負担金と申込前の口径に係る負担金との差額とする。</p>	メータ口径	金額(1か所につき)	13mm	63,000円	20mm	189,000円	25mm	252,000円	30mm	378,000円	40mm	567,000円	50mm	945,000円	75mm	2,142,000円	100mm	3,843,000円	125mm	5,985,000円
メータ口径	金額(1か所につき)																																							
13mm	63,000円																																							
20mm	189,000円																																							
25mm	315,000円																																							
40mm	819,000円																																							
50mm	1,701,000円																																							
75mm	4,662,000円																																							
100mm	9,513,000円																																							
150mm	26,271,000円																																							
メータ口径	金額(1か所につき)																																							
13mm	63,000円																																							
20mm	189,000円																																							
25mm	252,000円																																							
30mm	378,000円																																							
40mm	567,000円																																							
50mm	945,000円																																							
75mm	2,142,000円																																							
100mm	3,843,000円																																							
125mm	5,985,000円																																							
3 負担金の権利	土地に帰属する。	高松市と同じ。																																						

部 会 名	水 道
-------	-----

問 題 点 課 題	負担金の額が異なっている。
-----------	---------------

対 応 策	高松市の制度に統一する。
-------	--------------

調 整 案	高松市の制度に統一する。
-------	--------------

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 17 上水道事業																						
分類	手数料																						
現 況																							
項 目	高 松 市	牟 礼 町																					
1 設計審査手数料	<table border="1"> <thead> <tr> <th>種 別</th> <th>金額(1件につき)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>新設工事</td> <td>3,000円</td> </tr> <tr> <td>改造工事</td> <td>2,000円</td> </tr> </tbody> </table>	種 別	金額(1件につき)	新設工事	3,000円	改造工事	2,000円	該当なし。															
	種 別	金額(1件につき)																					
新設工事	3,000円																						
改造工事	2,000円																						
2 しゅん功検査手数料	<table border="1"> <thead> <tr> <th>種 別</th> <th>金額(1件につき)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>新設工事</td> <td>3,000円</td> </tr> <tr> <td>改造工事</td> <td>2,000円</td> </tr> </tbody> </table>	種 別	金額(1件につき)	新設工事	3,000円	改造工事	2,000円	該当なし。															
種 別	金額(1件につき)																						
新設工事	3,000円																						
改造工事	2,000円																						
3 穿孔手数料	(円)	該当なし。																					
	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">給水管 口 径</th> <th colspan="2">金額(1件につき)</th> </tr> <tr> <th>分水栓穿孔</th> <th>不断水穿孔</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>20mm</td> <td>6,300</td> <td></td> </tr> <tr> <td>25mm</td> <td>6,300</td> <td></td> </tr> <tr> <td>40mm</td> <td>10,500</td> <td></td> </tr> <tr> <td>50mm</td> <td></td> <td>15,855</td> </tr> <tr> <td>75mm</td> <td></td> <td>17,745</td> </tr> <tr> <td>100mm</td> <td></td> <td>26,355</td> </tr> </tbody> </table>		給水管 口 径	金額(1件につき)		分水栓穿孔	不断水穿孔	20mm	6,300		25mm	6,300		40mm	10,500		50mm		15,855	75mm		17,745	100mm
給水管 口 径	金額(1件につき)																						
	分水栓穿孔	不断水穿孔																					
20mm	6,300																						
25mm	6,300																						
40mm	10,500																						
50mm		15,855																					
75mm		17,745																					
100mm		26,355																					

部 会 名	水 道
-------	-----

問 題 点 課 題
<p>・牟礼町では、設計審査・しゅん功検査・穿孔・指定工事店登録手数料を徴収していない。</p> <p>・高松市では、量水器代・開栓手数料を徴収していない。</p>

対 応 策
<p>高松市の制度に統一する。</p> <p>なお、牟礼町の指定工事店は、合併時に高松市の登録業者として取り扱うものとする。</p>

調 整 案
高松市の制度に統一する。

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24 - 17 上水道事業	
分類	手数料	
	現 況	
項 目	高 松 市	牟 礼 町
4 量水器代	該当なし。	13mm 5,000円 20mm 8,800円 25mm 9,400円 40mm 30,100円 50mm 66,000円、83,000円 75mm 113,000円
5 開栓手数料	該当なし。	メータ口径に関係なく、手数料として500円を徴収している。
6 指定工事店登録手数料	1件につき、17,000円	該当なし。

部 会 名	水 道
-------	-----

問 題 点 課 題

対 応 策

調 整 案

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24 - 17 上水道事業	
分類	浄水施設の維持管理	
現 況		
項 目	高 松 市	牟 礼 町
1 浄水施設	浄水場 御殿、浅野、川添浄水場の3か所 配水池 5か所	配水池(県水受水) 2か所 ポンプ所 2か所
2 維持管理体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>・浄水場は、直営5直2交代制で24時間体制</li> <li>・浄水場の点検は、3時間ごとに施設点検、水質検査、薬品注入の調整を実施。</li> <li>・取水施設は、朝晩見回りをし、取水量の調整、ゴミの除去などを実施。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日常点検は行っていない。異常があれば現地対応とする。</li> <li>・役場に監視システムがある。</li> <li>・夜間休日に異常があれば、役場の宿直者より自宅待機職員(5名で交代)に連絡があり対応する。</li> </ul>

部 会 名	水 道
-------	-----

問 題 点 課 題
牟礼町の施設は、遠隔地にあることから、効率的な維持管理体制が必要である。

対 応 策
牟礼町の配水池等施設については、御殿浄水場における遠隔監視システムによる集中監視を行い、適切な維持管理を行う。

調 整 案
牟礼町の配水池等施設については、適切な維持管理を行う。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 17 上水道事業	
分類	受付・収納	
現 況		
項 目	高 松 市	牟 礼 町
1 受付事務	水道の開栓、閉栓、使用者変更等諸届の受付は、電話またはファックスで受付している。	開栓は、メータ口径に関係なく、手数料500円を徴収しているため、役場で受付している。 閉栓、使用者変更等諸届の受付は、規定の申請様式で窓口またはファックスで受付している。(押印は特に必要としない。)
2 収納事務	水道料金については、口座振替や金融機関及び水道窓口での直接納付により収納している。 また、コンビニ収納(夜間・休日)も実施している。	水道料金については、口座振替や金融機関及び水道窓口での直接納付により収納している。 また、コンビニ収納(夜間・休日)も実施している。 水道料金等の収納について、6人の私人と収納委託契約を交わしている。

水 道

問 題 点 課 題
<ul style="list-style-type: none"> <li>・受付事務及び収納事務が、異なっている。</li> <li>・牟礼町では、水道料金等の収納について私人と収納委託契約を交わしている。</li> </ul>

対 応 策
<p>高松市の制度に統一する。 ただし、牟礼町の水道料金等の収納委託については、合併時まで調整する。</p>

調 整 案
<p>高松市の制度に統一する。</p>

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24 - 17 上水道事業	
分類	漏水対策	
	現 況	
項 目	高 松 市	牟 礼 町
1 漏水修繕待機業務	道路上及び個人敷地内で発生する漏水の修繕に、365日、24時間迅速に対応するため、局職員による宿日直体制及び上下水道工事業協同組合による修繕待機体制で対応している。	役場宿日直職員からの連絡により、水道課の当番職員に連絡を取り、緊急呼び出しを行い、水道課職員が指定工事店に連絡して対応している。 指定工事店の待機体制はとっていない。
2 漏水調査業務	地下漏水の早期発見を行うため、市内全域を対象に、市街地区は毎年、その他周辺地区は東部、西部、南部の3地区に分け3年毎に実施している。	地下漏水の早期発見を行うため、町内全域を対象に、平成16年度から3年計画で、町内全域を調査している。

部 会 名	水 道
-------	-----

問 題 点 課 題
漏水修繕待機体制が異なっている。 牟礼町では、漏水調査業務を定期的に行っていない。

対 応 策
高松市の制度に統一する。

調 整 案
高松市の制度に統一する。



行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24 - 17 上水道事業	
分類	水質検査	
現 況		
項目	高 松 市	牟 礼 町
1 検査体制	直営(水質管理センター)	外部委託(香川県東讃保健福祉事務所及び香川県環境保健研究センター)
2 定期水質検査	<p>毎日検査: 3浄水場の浄水及び県営水道用水を受水する3か所の配水池並びに18か所の給水栓で実施</p> <p>毎月検査: 原水及び浄水。給水栓は、6か所で毎月検査、18箇所隔月検査を実施</p> <p>毎年検査: 原水及び浄水並びに6か所の給水栓は年4回、また、県営水道用水を受水する3か所の配水池は、年2回実施</p>	<p>毎日検査: 6か所の給水栓で実施</p> <p>毎月検査: 2か所の給水栓で実施</p> <p>毎年検査: 2か所の給水栓で実施</p>
3 臨時水質検査	水源の水質が著しく悪化したとき。 水源に水質異常があったとき。 浄水処理工程に異常があったとき等に実施	水源の水質が著しく悪化したとき。
4 工事設計書に記載すべき水質検査	水道事業認可及び変更認可を申請する場合に必要とする水質検査を実施	該当なし。
5 その他緊急時の水質検査	お客さまからの請求を受けたときの緊急時の水質検査及び水質相談	高松市と同じ。
6 情報提供	水質の安全性について、水質年報の作成や水道広報紙、ホームページ等で公表している。	住民等からの問い合わせに対し、公表している。

部 会 名	水 道
-------	-----

問 題 点 課 題
<p>・水質検査体制が異なる。</p> <p>・その他緊急時の水質検査及び情報提供の方法が異なっている。</p>

対 応 策
高松市の制度に統一する。

調 整 案
高松市の制度に統一する。

1 経営形態と会計処理

牟礼町水道事業を高松市水道事業に統合する。  
会計処理についても高松市水道事業会計に統一して処理する。

2 水道料金

牟礼町の水道料金は、合併時に高松市の料金に統一する。  
ただし、料金統一に伴い、負担が増加するものについては、急激な負担の増加をさけるため、その増加額について、合併後3か年の段階的緩和措置を適用し、4年目に高松市の水道料金に合わせるものとする。

水道料金の比較

家庭用	1か月の 使用水量 m <sup>3</sup>	高松市 円	牟礼町 円	差 額 円
メータ口径 13mmの場合	0	1,050	1,050	0
	10	1,470	1,050	420
	15	2,152	2,100	52
	20	2,835	3,150	315
	30	4,935	5,250	315
	50	9,135	9,450	315
	100	19,635	19,950	315
	110	22,155	22,050	105
メータ口径 20mmの場合	150	32,235	30,450	1,785
	0	2,100	1,134	966
	10	2,520	1,134	1,386
	15	3,202	2,184	1,018
	20	3,885	3,234	651
	30	5,985	5,334	651
	50	10,185	9,534	651
	71	14,595	13,944	651
100	20,685	20,034	651	
150	33,285	30,534	2,751	

家庭用	1か月の 使用水量 m <sup>3</sup>	高松市 円	牟礼町 円	差 額 円
メータ口径 25mmの場合	0	3,150	1,155	1,995
	29	7,770	5,145	2,625
	50	12,180	9,555	2,625
	100	22,680	20,055	2,625
	150	35,280	30,555	4,725
	200	47,880	41,055	6,825
	500	123,480	104,055	19,425
メータ口径 40mmの場合	0	7,980	1,344	6,636
	100	27,510	20,244	7,266
	145	38,850	29,694	9,156
	200	52,710	41,244	11,466
	400	103,110	83,244	19,866
	500	128,310	104,244	24,066
	1,000	254,310	209,244	45,066

(注) 印は各口径別の平均使用水量を示している。

高松市の料金に統一して料金が高くなる場合とその対応

牟礼町の水道使用者の91.4%を占める口径13mm家庭用の場合、負担が減少する使用者は、1か月の使用量16m<sup>3</sup>から107m<sup>3</sup>で59.4%、また、口径13mm工業用・営業用などを合わせると、全体の62.4%が減少し、負担の増減がないものの比率は3.4%となっている。

一方、口径13mm家庭用の場合で、1か月の使用量が15m<sup>3</sup>以下については、牟礼町では基本料金に基本水量10m<sup>3</sup>が含まれていることから高くなり、また、108m<sup>3</sup>以上と口径20mm以上の大口使用者についても、基本料金や従量料金の水準が高松市の方が高いことから、全体では34.2%が高くなる。

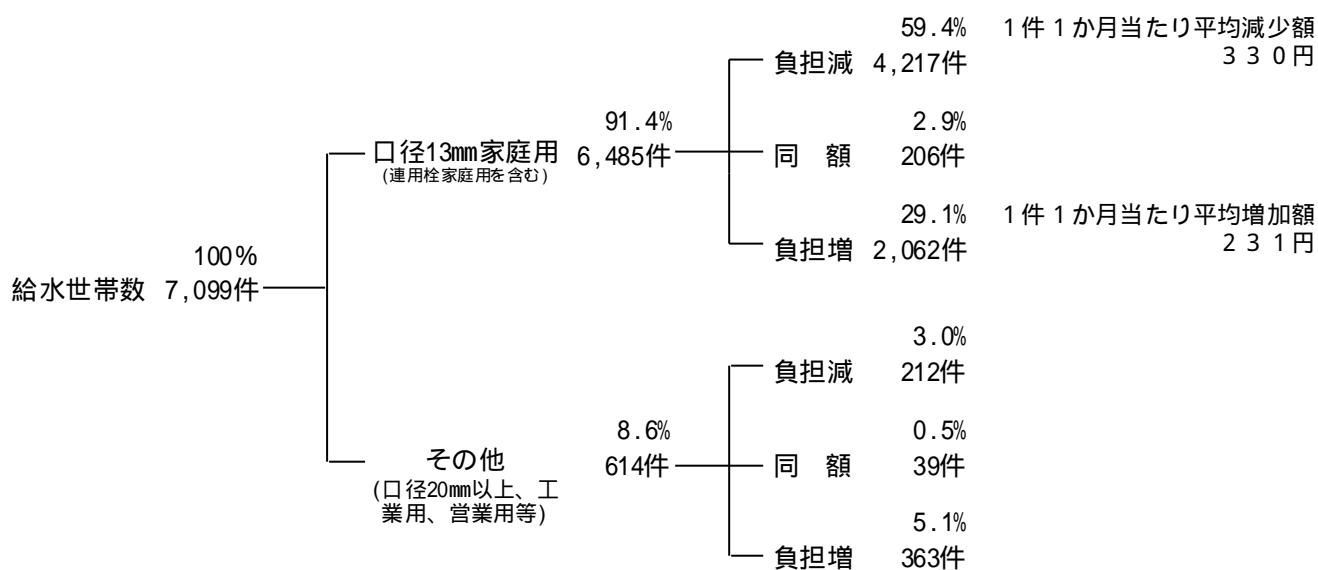
負担が増える使用者の中には、増加額の幅が大きくなるものがあることから、統一後の料金が低くなるものについては、そのまま高松市の料金を適用し、統一後の料金が高くなるものについては、合併後の3年間に段階的な緩和措置を行い、4年目に高松市の料金に統一するものとする。

緩和措置の適用方法は、水道料金の増加額について、概ね、1年目はその75%を、2年目は50%を、3年目は25%を減免措置するものとする。

緩和措置を適用した場合の水道料金の推移  
(4年目に高松市の料金と統一)

メータ口径 13mm 家庭用の場合	1か月の 使用水量 ( $m^3$ )	牟礼町 の料金 (円)	合併後の料金(円)				高松市 の料金 (円)
			1年目	2年目	3年目	4年目	
	5	1,050	1,102	1,155	1,207	1,260	1,260
	10	1,050	1,155	1,260	1,365	1,470	1,470
	15	2,100	2,112	2,126	2,138	2,152	2,152
	150	30,450	30,896	31,342	31,788	32,235	32,235

牟礼町給水世帯数内訳



牟礼町における使用実績の分布

使用区分		該当栓数	構成
使用量			
家庭用 メータ口径13mm (連用栓家庭用を含む)	0 $m^3$ ~ 10 $m^3$	1,655	23.3%
	11 $m^3$ ~ 20 $m^3$	2,374	33.5%
	21 $m^3$ ~ 30 $m^3$	1,387	19.5%
	31 $m^3$ ~ 100 $m^3$	1,058	14.9%
	101 $m^3$ ~	11	0.2%
小計		6,485	91.4%
家庭用メータ口径20mm以上		102	1.4%
工業用		132	1.8%
営業用		274	3.9%
臨時用		19	0.3%
特殊用		87	1.2%
合計		7,099	100.0%

牟礼町の栓数の構成は、家庭用メータ口径13mm(連用栓家庭用を含む)が91.4%を占める。  
このうち、1か月に10 $m^3$ までの使用者が23.3%、30 $m^3$ までの使用者になると76.3%を占める。

## 料金表の比較（参考）

### 高松市水道料金表

次の(1)、(2)の合計額に100分の105を乗じた額。  
ただし、1円未満は切り捨てる。

#### (1)基本料金(1か月につき)

メータ口径	金額
13mm	1,000円
20mm	2,000円
25mm	3,000円
40mm	7,600円
50mm	16,000円
75mm	34,000円
100mm	62,000円
150mm	160,000円

#### (2)従量料金(1か月につき)

種別	用途等の別	金額	
		使用水量	単価 (1m <sup>3</sup> につき)
専用栓	一般用 メータ口径 13mm、 20mm	1m <sup>3</sup> から10m <sup>3</sup> まで	40円
		11m <sup>3</sup> から20m <sup>3</sup> まで	130円
		21m <sup>3</sup> から100m <sup>3</sup> まで	200円
		101m <sup>3</sup> 以上	240円
	一般用 メータ口径 25mm以上	1m <sup>3</sup> から20m <sup>3</sup> まで	130円
		21m <sup>3</sup> から100m <sup>3</sup> まで	200円
		101m <sup>3</sup> 以上	240円
	湯屋用	1m <sup>3</sup> から20m <sup>3</sup> まで	65円
		21m <sup>3</sup> から100m <sup>3</sup> まで	100円
		101m <sup>3</sup> 以上	120円
特殊用		480円	
連用栓	各戸一般用メータ口径13mmで均等使用したものととして算定する。		

### 牟礼町水道料金表

次の(1)、(2)の合計額に100分の105を乗じた額。  
ただし、1円未満は切り捨てる。

#### (1)メーター維持管理費(1か月につき)

口径	維持管理費
13mm	100円
20mm	180円
25mm	200円
30mm	320円
40mm	380円
50mm	1,800円
75mm	2,100円
100mm	2,700円
125mm	4,000円

ただし、遠隔操作の場合は、口径13mmから40mmまでは1か月に  
つき200円を、口径50mmから125mmまでは1か月につき400円を加  
算する。

#### (2)基本料金・超過料金(1か月につき)

種別	用途	基本料金		超過料金	
		水量	料金	水量等	料金
計量制	家庭用	10m <sup>3</sup> まで	900円	1m <sup>3</sup> につき	200円
	工業用				
	営業用				
	湯屋用				
	臨時用				
特殊用	1,600円	1m <sup>3</sup> につき	400円		
定額制	家庭用	1世帯5人まで	900円	1人につき	220円
共用	計量制/家庭用	1世帯10m <sup>3</sup>		1m <sup>3</sup> につき	200円
連用	計量制/家庭用	まで			

## 3 負担金・手数料

高松市の負担金・手数料に統一する。

新設工事をした場合の費用は、負担金と各手数料が必要なことから、高松市に統一した場合、一般住宅で平均7,300円牟礼町より高くなり、改造工事においても、4,000円負担が増える結果となるが、負担金・手数料は毎年負担するものではなく、影響は少ないと判断される。

#### 負担金の比較

(単位：円)

メータ口径	高松市	牟礼町	差額
13mm	63,000	63,000	0
20mm	189,000	189,000	0
25mm	315,000	252,000	63,000
40mm	819,000	567,000	252,000
50mm	1,701,000	945,000	756,000

【高松市及び牟礼町で給水装置の新設又は改造工事を施工した場合の費用負担例】

試算条件：ダクタイル鋳鉄管から給水管口径20mmで引込し、13mmのメータを設置した場合

(新設工事:家庭用)

(単位:円)

	高松市	牟礼町	差 額
負 担 金	63,000	63,000	0
設計審査手数料	3,000	0	3,000
しゅん功検査手数料	3,000	0	3,000
穿孔手数料	6,300	0	6,300
量水器代	0	5,000	5,000
合 計	75,300	68,000	7,300

高松市の穿孔手数料については、自社穿孔の場合は徴収しない。

試算条件：既設給水装置(25mm未満)を使用して改造工事を施工した場合

(改造工事:家庭用)

(単位:円)

	高松市	牟礼町	差 額
設計審査手数料	2,000	0	2,000
しゅん功検査手数料	2,000	0	2,000
合 計	4,000	0	4,000

牟礼町は申請用紙代のみ請求1枚50円

4 牟礼町の水道施設の維持管理

高松市水道局で管理する。

牟礼町の配水池等の施設は広範囲にあることから、効率的に管理するため、遠隔監視システムによる集中監視などで効率的対応を図る。

配水管等については、残存している石綿セメント管の早期解消を図るとともに、主要幹線配水管のバイパス管布設や市町間の相互融通管の布設、老朽施設の更新などを行い、安定給水を図る。

5 牟礼町におけるお客さまサービスの向上

牟礼町においては、平成12年度まで鉛管を使用しており、鉛管の使用率が高く、鉛管の取替については、下水道工事及び修繕工事時等で行っている。

今後は、高松市水道事業鉛製給水管解消基本計画に基づき、石綿管更新、下水道等工事、漏水修繕工事時等、機会あるごとに鉛管解消を図るとともに、助成制度も適用して水道水の安全性の確保に努める。

漏水修繕等について、漏水調査や修繕体制などが確立されており、緊急時の対応が充実する。

水道料金の納付について、コンビニ収納(夜間・休日)が可能となり、利便性が向上する。

水質試験等については、自己検査体制を有していることから、水源からじゃ口までの水質管理について、きめ細かなお客さま対応とともに緊急時の検査等の対応が可能となり、また、情報提供についても、水質年報や水道広報紙、インターネット等で公表することにより、安全性の向上が図れる。

自己処理水源の確保により、水の相互融通が図られ、災害時等においても安定給水を行うことができる。

県営水道用水の受水比率が100%となっていることから、自己処理水との併用により、平成18年度に予想される県営水道用水の料金値上げに対しても、水道料金への影響を少なくすることができる。

## 協議第39号資料

### 「消防防災関係事業について」に関する資料

常備消防について	70~72
防災団体等について	73
地域防災計画について	74
防災行政無線について	75

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 19 消防防災関係事業	
分類	常備消防	
項目	現 況	
	高 松 市	牟 礼 町
1 運営主体	高松市	讃岐地区広域消防組合 (一部事務組合)
2 組織体制	<p>消防局</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>— 総務課</li> <li>— 予防課</li> <li>— 消防防災課</li> <li>— 情報指令課</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>— 北消防署 <ul style="list-style-type: none"> <li>— 朝日分署</li> </ul> </li> <li>— 南消防署 <ul style="list-style-type: none"> <li>— 太田出張所</li> <li>— 仏生山出張所</li> <li>— 円座出張所</li> </ul> </li> <li>— 東消防署 <ul style="list-style-type: none"> <li>— 川添出張所</li> <li>— 山田出張所</li> </ul> </li> <li>— 西消防署 <ul style="list-style-type: none"> <li>— 綾歌東部分署</li> <li>— 国分寺出張所</li> </ul> </li> </ul>	<p>消防本部 (三木町)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>— 総務課</li> <li>— 予防課</li> <li>— 警防課</li> <li>— 消防署 <ul style="list-style-type: none"> <li>— 東分署 (牟礼町)</li> <li>— 西分署 (香川町)</li> </ul> </li> </ul> <p>(参考) 一部事務組合の行政機構図</p> <pre> graph TD     A[関係6町] --&gt; B[管理者]     A --&gt; C[組合議会議員]     B --&gt; D[副管理者]     B --&gt; E[収入役]     D --&gt; F[消防本部]     G[幹事] --&gt; F     H[監査委員] --&gt; B     </pre>
3 消防署所	1局 4署 2分署 6出張所	1本部 1署 2分署

部 会 名	消 防
-------	-----

問 題 点 課 題	運営主体に差異がある。
-----------	-------------

対 応 策	常備消防については、協定項目第16号「一部事務組合等の取扱い」の協議によるものとする。
-------	---

調 整 案	常備消防については、協定項目第16号「一部事務組合等の取扱い」の協議によるものとする。
-------	---

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 19 消防防災関係事業		部会名	消 防
分類	常備消防			
項 目	現 況		問 題 点 課 題	
4 人員	高 松 市	牟 礼 町		
	消防局 <ul style="list-style-type: none"> <li>— 総務課 13人</li> <li>— 予防課 19人</li> <li>— 消防防災課 6人</li> <li>— 情報指令課 19人</li> <li>— 北消防署 69人               <ul style="list-style-type: none"> <li>└ 朝日分署 32人</li> </ul> </li> <li>— 南消防署 46人               <ul style="list-style-type: none"> <li>└ 太田出張所 12人</li> <li>└ 仏生山出張所 12人</li> <li>└ 円座出張所 18人</li> </ul> </li> <li>— 東消防署 38人               <ul style="list-style-type: none"> <li>└ 川添出張所 12人</li> <li>└ 山田出張所 18人</li> </ul> </li> <li>— 西消防署 38人               <ul style="list-style-type: none"> <li>└ 綾歌東部分署 21人</li> <li>└ 国分寺出張所 12人</li> </ul> </li> </ul> <p>計 385 人</p>	消防本部 <ul style="list-style-type: none"> <li>— 総務課 5人 (県派遣1人)</li> <li>— 予防課 7人</li> <li>— 警防課 9人</li> <li>— 消防署 28人               <ul style="list-style-type: none"> <li>└ 東分署 25人</li> <li>└ 西分署 25人</li> </ul> </li> </ul> <p>計 99 人</p>		
			対 応 策	
			調 整 案	



行政制度等現況調査・調整方針

協定項目		24 - 19 消防防災関係事業				部会名		消 防	
分類		常備消防				問題点課題			
		現 況				対 応 策			
項 目		高 松 市		牟 礼 町		調 整 案			
5 消防車両	消防局	局指令車	1	広報車	2	消防本部	火災原因調査車	1	
		調査車	1	支援車	1	(三木町)	査察車	1	
		査察車(軽)	2	積載車(軽)	1		連絡車	2	
	北消防署	指令車	1	救助工作車	1		防火号	1	
		タンク車	1	広報車	1	消防署	救助工作車	1	
		ポンプ車	1	査察車	1		指令車	1	
		梯子車	2	積載車	1		消防ポンプ自動車	2	
		化学起動車	1	電源照明車	1		水槽付消防ポンプ自動車	1	
		高規格救急車	2	水槽車	1		軽四積載車	1	
	朝日分署	ポンプ車	1	高規格救急車	1		高規格救急車	2	
		化学車	2	査察車	1	東分署	梯子付消防ポンプ自動車	1	
	南消防署	指令車	1	梯子車	1	(牟礼町)	消防ポンプ自動車	1	
		タンク車	1	広報車	1		水槽付消防ポンプ自動車	1	
		救助工作車	1	査察車	1		軽四積載車	1	
		高規格救急車	1				広報車	1	
	太田出張所	タンク車	1				高規格救急車	1	
	仏生山出張所	ポンプ車	1			西分署	化学消防ポンプ車	1	
	内座出張所	ポンプ車	1	高規格救急車	1	(香川町)	消防ポンプ自動車	1	
	東消防署	指令車	1	高規格救急車	1		水槽付消防ポンプ自動車	1	
		タンク車	1	広報車	1		積載車	1	
	ポンプ車	1	査察車(軽)	1		軽四積載車	1		
川添出張所	ポンプ車	1				広報車	1		
山田出張所	ポンプ車	1	高規格救急車	1		高規格救急車	1		
西消防署	指令車	1	高規格救急車	1					
	タンク車	1	広報車	1					
	ポンプ車	1	査察車(軽)	1					
綾歌東部分署	指令車	1	高規格救急車	1					
	ポンプ車	2	査察車(軽)	1					
国分寺出張所	ポンプ車	1							

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目		24 - 19 消防防災関係事業		部会名	消 防
分類		防災団体等			
現 況					
項 目		高 松 市		牟 礼 町	
1 防火団体等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高松地区防火安全協会(会員数585事業所)</li> <li>・高松市幼少年婦人防火委員会</li> <li>・高松市幼年・消防消防クラブ連絡協議会</li> <li>・高松市幼年消防クラブ(保育園幼稚園20クラブ)</li> <li>・高松市少年消防クラブ(小学校15クラブ)</li> <li>・高松市婦人防火クラブ連絡協議会</li> <li>・高松市婦人防火クラブ(28クラブ)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・牟礼北小学校少年消防クラブ</li> </ul>		<p>問題点 課題</p> <p>防火団体及び自主防災組織に差異がある。</p>	
2 自主防災組織	<p>(組織数) 326</p> <p>(結成自治会) 407自治会</p> <p>(支援) 高松市防災資機材助成要綱に基づき防災資機材を購入して配布している。</p>	<p>(組織数) 22</p> <p>(結成自治会) 28自治会</p> <p>(支援) 牟礼町自主防災組織推進事業補助金交付規程に基づき事業を行った組織に対し、補助を行っている。</p>		<p>対 応 策</p> <p>高松市の制度に統一する。</p>	
調 整 案					
高松市の制度に統一する。					

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24-19 消防防災関係事業	
分類	地域防災計画	
項目	現 況	
	高 松 市	牟 礼 町
1 名称	高松市地域防災計画	牟礼町地域防災計画
2 策定年度	昭和39年 (平成8年度に震災対策編を作成している。)	昭和42年 (平成10年度に見直しをしている。)
3 目的	市民生活に重大な影響を及ぼすおそれのある災害に係る災害予防、災害応急対策、および災害復旧に関し、防災対策を総合的かつ計画的に推進し、本市の地域ならびに市民の生命、身体および財産を災害から保護する。	牟礼町における災害に係る災害予防、災害応急対策及び災害復旧に関し、町及び消防関係機関が処理すべき事務又は業務の大綱を定め、防災対策を総合的かつ計画的に推進し、町土並びに町民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。
4 計画の内容	一般対策編 1 総則 2 災害予防計画 3 災害応急対策計画 4 災害復旧・復興計画 5 財政金融措置 震災対策編 1 総則 2 災害予防計画 3 災害応急対策計画 4 災害復旧計画 資料編	一般対策編 1 総則 2 防災機関の業務の大綱 3 災害予防計画 4 災害応急対策計画 5 災害復旧計画 震災対策編 1 総則 2 災害予防計画 3 災害応急対策計画 4 災害復旧計画

部 会 名	総 務
-------	-----

問 題 点 課 題	地域防災計画に差異がある。
-----------	---------------

対 応 策	地域防災計画については、両市町の地域特性等を踏まえ、合併後速やかに牟礼町地域を含めた計画に見直す。
-------	---

調 整 案	高松市の制度に統一する。
-------	--------------

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24-19 消防防災関係事業	
分類	防災行政無線	
現 況		
項目	高 松 市	牟 礼 町
1 目的	市内において、災害が発生し、または発生する恐れがあるとき、市民の安全の確保のため、災害情報の収集及び伝達を円滑に行う事を目的として、設置している。	牟礼町の防災体制の確立のため、災害時における通信連絡の確保と災害情報の伝達及び広報活動による予告、通報等の連絡を円滑にし、住民の福祉の増進に資するため、無線放送施設を設置する。
2 施設	<b>【移動系無線】</b> 施設整備年度 平成2年度 基地局 高松市役所 本庁舎内 移動局数 49局 車載携帯型 25局 集落可搬型 22局 携帯型 2局 周波数MHz 466.7625MHz (更新について、検討中。)	<b>【移動系無線】</b> 施設整備年度 平成4年度 基地局 牟礼町役場 本庁舎内 移動局数 30局 車載携帯型 10局 集落可搬型 - 携帯型 20局 周波数MHz 466.0MHz
	<b>【同報系無線】</b> 施設なし。 (整備について、検討中。)	<b>【同報系無線】</b> 施設整備年度 平成6年度 基地局 牟礼町役場 本庁舎内 屋外拡声子局数 8局 戸別受信機設置数 2,394戸 周波数 69.150MHz
3 戸別受信機	該当なし。	設置資格 町内在住 公共機関 希望する町内事業所等  受信機 貸与 経費負担 1台当たり 5,000円
<b>移動系無線</b> 車載型や携帯型の陸上移動無線局と基地局で通信を行うものであり、主として自治体内の通信手段。 <b>同報系無線</b> 市町村庁舎と屋外拡声器や家庭内の戸別受信機を結び、地域住民への災害情報の伝達に活用されるもので、災害の予警報を一斉通報する同報通信方式が特徴的な利用形態。		

部 会 名	総 務
-------	-----

問 題 点 課 題
<ul style="list-style-type: none"> <li>無線施設が異なる。</li> <li>両市町の基地局の接続方法を検討する必要がある。</li> <li>牟礼町は、戸別受信機を貸与している。</li> <li>高松市では、移動系無線の更新、同報系無線の整備を検討中である。</li> </ul>

対 応 策
<ul style="list-style-type: none"> <li>移動系無線の周波数は、1市町村1波が原則となっているが、高松市においてシステムの更新等を行うまでの間、現行の2波で運用する。</li> <li>市町の各無線施設の接続方法については、合併時までに調整する。</li> <li>戸別受信機の経費負担については、合併時までに調整する。</li> </ul>

調 整 案
牟礼町の防災行政無線については、高松市においてシステムの更新等を行うまでの間、現行のとおりに運用するものとする。 牟礼町の戸別受信機の経費負担については、合併時までに調整するものとする。

## 協議第40号資料

### 「学校教育事業について」に関する資料

公立学校管理業務について	77
学校給食について	78
奨学制度等の支援制度について	79
保護者負担軽減対策について	80~82
学校教育指導について	83
公立幼稚園について	84
不登校対策（適応指導教室）事業について	85

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 20 学校教育事業	
分類	公立学校管理業務	
現 況		
項 目	高 松 市	牟 礼 町
1 幼稚園	(施設数) 18 園 (学級数) 70 学級 (園児数) 1,991 人	(施設数) 4 園 (学級数) 13 学級 (園児数) 240 人
2 小学校	(施設数) 41 校 1 分校 (学級数) 普通 579 学級 特殊 91 学級 (児童数) 普通 18,242 人 特殊 217 人	(施設数) 3 校 (学級数) 普通 37 学級 特殊 4 学級 (児童数) 普通 1,053 人 特殊 7 人
3 中学校	(施設数) 18 校 (学級数) 普通 245 学級 特殊 40 学級 (生徒数) 普通 8,630 人 特殊 70 人	(施設数) 1 校 (学級数) 普通 15 学級 特殊 2 学級 (生徒数) 普通 513 人 特殊 5 人
4 高等学校	(施設数) 1 校 (学級数) 普通科 24 学級 音楽科 3 学級 補習科 1 学級 (生徒数) 普通科 960 人 音楽科 94 人 補習科 37 人	該当なし。

部 会 名	教 育
-------	-----

問 題 点 課 題

対 応 策

調 整 案
牟礼町の公立学校については、高松市の公立学校として引き継ぐものとする。

平成16年5月1日現在

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24 - 20 学校教育事業	
分類	学校給食	
現 況		
項 目	高 松 市	牟 礼 町
1 調理・配送方法	<p>・単独調理場22ヶ所、共同調理場17ヶ所において、市立小・中学校60校(小学校42校(分校1校を含む)中学校18校)の給食調理をしている。</p> <p>・共同調理場から、関係する小・中学校20校へ業者委託により給食の配送をしている。</p>	<p>・牟礼町学校給食センター(共同調理場)1ヶ所で、幼稚園3園(幼保一元化事業を実施している原幼稚園を除く)、小学校3校、中学校1校の給食調理をしている。</p> <p>・町所有の給食運搬車で職員が配送している。</p>
2 給食費	<p>(幼稚園) 該当なし。</p> <p>(小学校)</p> <p>低学年 1食210円</p> <p>中学年 1食225円</p> <p>高学年 1食240円</p> <p>(中学校) 1食260円</p> <p>(財)高松市学校給食会が設置している給食費検討委員会(小中学校長、保護者代表等で構成)において給食費を決定している。</p>	<p>(幼稚園) 3才児 1食190円</p> <p>4,5才児 1食198円</p> <p>(小学校)低学年 1食216円</p> <p>高学年 1食237円</p> <p>(中学校) 1食262円</p> <p>牟礼町学校給食運営委員会(小中学校長、幼稚園長、保護者代表等で構成)において給食費を決定している。</p>
3 献立作成方法	<p>担当栄養職員が献立原案を作成し、献立原案作成部会において検討した後、献立委員会に諮り、献立が決定する。</p> <p>なお、献立原案作成部会や献立委員会は(財)高松市学校給食会が設置している。</p> <p>(献立委員会)</p> <p>(開催回数) 1回/月</p> <p>(委員構成)</p> <p>学識経験者(医師)、小・中学校長(理事)、小・中学校PTA代表(理事)、学校栄養職員、調理員、教育委員会職員</p>	<p>学校栄養職員が献立原案を作成し、決定する。</p> <p>物資購入委員会等で、献立についての意見交換をしている。</p> <p>(物資購入委員会)</p> <p>(開催回数) 1回/学期</p> <p>(委員構成)</p> <p>教育長(センター長)、幼・小・中学校長(副センター長) 小・中学校給食担当職員、学校栄養士 給食センター職員</p>
4 給食材料購入方法	<p>決定した献立に基づいて、学校給食会が設置する物資購入委員会において物資の確認等をした後、学校給食会において一括購入する。</p> <p>なお、物資購入委員会は(財)高松市学校給食会が設置している。</p>	<p>決定した献立に基づいて、物資購入委員会において物資の確認、入札後、業者が確定し、発注する。</p>
5 幼稚園給食	該当なし。	毎日給食を実施している。

部 会 名	教 育
-------	-----

問 題 点 課 題
<p>・調理・配送方法、給食費、献立作成方法及び給食材料購入方法に差異がある。</p> <p>・高松市では幼稚園給食を実施していない。</p>

対 応 策
<p>合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から、高松市の制度に統一する。</p> <p>ただし、牟礼町地域の</p> <p>・学校給食、幼稚園給食については、牟礼町の学校給食センターにおいて実施するものとする。</p> <p>・給食配送方法については、合併時までに調整するものとする。</p>

調 整 案
<p>合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から、高松市の制度に統一する。</p> <p>ただし、牟礼町地域の学校給食、幼稚園給食については、牟礼町の学校給食センターにおいて実施するものとし、給食配送方法については、合併時までに調整するものとする。</p>

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 20 学校教育事業	
分類	奨学制度等の支援制度	
現 況		
項目	高 松 市	牟 礼 町
1 奨学制度	<p>(奨学金支給制度) 支給対象 高松市に住所を有し、成績優秀かつ向学心の盛んな生徒で、家庭の経済的理由のため高等学校への進学が困難な者 支給金額 9,000 円/月</p> <p>(高等学校等入学準備金貸付制度) 貸付対象 高松市に住所を有し、高等学校等に入学を希望する者の保護者で、入学準備金の調達が困難な者 貸付限度額(無利子) 国・公立学校 100,000円以内 私立学校 150,000円以内 返還方法 6ヶ月据え置きの後、25ヶ月以内の割賦弁済</p>	該当なし。
2 要保護及び準要保護児童生徒就学奨励事業	<p>(学用品費、通学用品費等) 国の基準で支給している。 (学校給食費) 実費を支給している。 (修学旅行費) 実費を支給している。 (市単独分) 算数セット及び英和辞典等の新入学児童生徒学用品費(限度額あり)や集団宿泊学習費を支給している。</p>	<p>(学用品費、通学用品費等) 国の基準で支給している。 (学校給食費) 実費を支給している。 (修学旅行費) 実費を支給している。 (町単独分) 支給していない。</p>
3 特殊教育児童・生徒就学奨励事業	学用品費、通学用品費等、要保護及び準要保護児童生徒就学奨励費の半額を支給。ただし、通学費については実費を支給している。	学用品費、通学用品費等、要保護及び準要保護児童生徒就学奨励費の半額を支給。

部 会 名	教 育
-------	-----

問 題 点 課 題
<p>・牟礼町では、奨学制度がない。 ・要保護及び準要保護児童生徒就学奨励事業について、牟礼町では町単独分を支給していない。</p>

対 応 策
<p>合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から、高松市の制度に統一する。</p>

調 整 案
<p>合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から、高松市の制度に統一する。</p>



行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 20 学校教育事業																						
分類	保護者負担軽減対策																						
項目	高松市	牟礼町																					
1 就園奨励費補助	<p>(対象) 市内に住所を有し、満3歳から小学校就学の始期に達するまでの者で、市民税が102,100円以下の世帯 (支給額)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>授業料等減免措置階層区分</th> <th>減免限度額(円) (1人当たり年額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">市立幼稚園</td> <td>市民税所得割額 非課税世帯 (生活保護世帯を含む)</td> <td>第1子 20,000 第2子 42,000 第3子 64,000</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">私立幼稚園</td> <td>市民税非課税世帯(生活保護世帯を含む)</td> <td>第1子 137,700 第2子 196,000 第3子 253,000</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">市民税所得割額 非課税世帯</td> <td>第1子 104,900 第2子 176,000 第3子 246,000</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">市民税所得割額 8,800円以下</td> <td>第1子 80,400 第2子 161,000 第3子 241,000</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">市民税所得割額 8,801円以上 102,100円以下</td> <td>第1子 56,500 第2子 147,000 第3子 237,000</td> </tr> </tbody> </table> <p>(支給方法) 市立幼稚園は減免 私立幼稚園は年2回現金支給</p>	授業料等減免措置階層区分	減免限度額(円) (1人当たり年額)	市立幼稚園	市民税所得割額 非課税世帯 (生活保護世帯を含む)	第1子 20,000 第2子 42,000 第3子 64,000	私立幼稚園	市民税非課税世帯(生活保護世帯を含む)	第1子 137,700 第2子 196,000 第3子 253,000	市民税所得割額 非課税世帯	第1子 104,900 第2子 176,000 第3子 246,000	市民税所得割額 8,800円以下	第1子 80,400 第2子 161,000 第3子 241,000	市民税所得割額 8,801円以上 102,100円以下	第1子 56,500 第2子 147,000 第3子 237,000	<p>(対象となる範囲) 牟礼町内に住所を有し、満3歳から小学校就学の始期に達するまでの者で、町民税が均等割以上の世帯 (支給額)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>授業料等減免措置階層区分</th> <th>減免限度額(円) (1人当たり年額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">町立幼稚園</td> <td>町民税所得割額 非課税世帯 (生活保護世帯を含む)</td> <td>第1子 20,000 第2子 42,000 第3子 64,000</td> </tr> <tr> <td>私立幼稚園</td> <td>該当なし 牟礼町では私立幼稚園がない。</td> </tr> </tbody> </table> <p>(支給方法) 減免対象者について、減免額を差し引いて授業料を納入</p>	授業料等減免措置階層区分	減免限度額(円) (1人当たり年額)	町立幼稚園	町民税所得割額 非課税世帯 (生活保護世帯を含む)	第1子 20,000 第2子 42,000 第3子 64,000	私立幼稚園	該当なし 牟礼町では私立幼稚園がない。
授業料等減免措置階層区分	減免限度額(円) (1人当たり年額)																						
市立幼稚園	市民税所得割額 非課税世帯 (生活保護世帯を含む)	第1子 20,000 第2子 42,000 第3子 64,000																					
	私立幼稚園	市民税非課税世帯(生活保護世帯を含む)	第1子 137,700 第2子 196,000 第3子 253,000																				
		市民税所得割額 非課税世帯	第1子 104,900 第2子 176,000 第3子 246,000																				
市民税所得割額 8,800円以下			第1子 80,400 第2子 161,000 第3子 241,000																				
	市民税所得割額 8,801円以上 102,100円以下		第1子 56,500 第2子 147,000 第3子 237,000																				
		授業料等減免措置階層区分	減免限度額(円) (1人当たり年額)																				
町立幼稚園		町民税所得割額 非課税世帯 (生活保護世帯を含む)	第1子 20,000 第2子 42,000 第3子 64,000																				
	私立幼稚園	該当なし 牟礼町では私立幼稚園がない。																					
	2 私立幼稚園就園費補助	<p>(対象) 市内に住所を有し、満3歳から小学校就学の始期に達するまでの者で、市民税が102,100円を超える世帯 (補助額) 年額27,600円。途中入園の場合は月割となる。</p>	<p>該当なし 牟礼町では、私立幼稚園がない。</p>																				

部会名	教育
-----	----

問題点 課題

・牟礼町においては、第3子以降の幼稚園授業料等の軽減・助成制度及び大学等教育資金融資制度利用者利子補給制度を実施していない。  
・児童生徒副読本支給の費用負担等、中学校新人・総合体育大会補助及び学校行事等参加補助に差異がある。  
・高松市では、クラブ・部活動等補助、障害児学級活動補助について実施していない。

対応策

高松市の制度に統一する。  
ただし、牟礼町地域における  
・クラブ・部活動等補助については、合併年度は現行のとおりとする。  
・中学校新人・総合体育大会補助及び中学校の学校行事等参加補助については、食糧費を除き、合併年度及びこれに続く3年度に限り、現行のとおり実施するものとする。  
・障害児学級活動補助については、合併年度及びこれに続く3年度に限り、現行のとおり実施するものとする。

調整案

高松市の制度に統一する。  
ただし、牟礼町地域における  
クラブ・部活動等補助については、合併年度は現行のとおり実施するものとする。  
障害児学級活動補助、中学校新人・総合体育大会補助及び中学校の学校行事等参加補助については、合併年度及びこれに続く3年度に限り、現行のとおり実施するものとする。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24-20 学校教育事業	
分類	保護者負担軽減対策	
現況		
項目	高松市	牟礼町
3 第3子以降の幼稚園授業料等の軽減・助成制度	(対象) 同一保護者が、現に養育している3人以上の児童のうち、その出生の順番が第3位以降であり、満3歳から小学校就学の始期に達するまでの者 (補助額) 市民税の課税額により、6の階層に分け、就園奨励費の限度額を超えない金額	該当なし。
4 児童生徒副読本支給	(費用負担) 高松市が負担 (内容) ・小学校1～6年生「わたしたちの体育」、「道徳(なかよし・ともに生きる・わたしのいく道)」 ・小学校3～4年生に「高松の今と昔」 ・中学校1～3年生に「道徳(かけがえのない君だから)」	(費用負担) 保護者が負担 (内容) ・牟礼小・牟礼北小1～6年生「わたしたちの体育」 ・牟礼小・牟礼北小1～6年生「道徳読み物資料」(1校のみ3～6年生) ・中学校1～3年生に「道徳(かけがえのない君だから)」
5 大学等教育資金融資制度利用者利子補給制度	金融機関から教育資金の融資を受けた保護者の経済的な負担を軽減するために、融資を受けた入学資金に係る約定利子(利子の年間支払額)のうち年利1%相当額(限度額2万円)を一定期間利子補給する。	該当なし。
6 中学校新人・総合体育大会	(補助内容) 高松市中学校体育部に対し、大会に参加する生徒輸送費の保護者負担の軽減を図るため、補助金を交付している。補助金は、参加生徒輸送費支給基準により、一部補助している。  (高松市中学校新人体育大会) 輸送費の一部を補助 (香川県中学校新人体育大会) 補助なし (高松市中学校総合体育大会) 輸送費の一部を補助 (香川県中学校総合体育大会) 補助なし (四国中学校総合体育大会) 交通費の全額を補助 (全国中学校総合体育大会) 交通費の全額を補助	(補助内容) 木田郡中学校新人大会及び木田郡中学校総合体育大会に参加する生徒に対して、保護者負担の軽減を図るため、輸送費を町で負担している。参加人数により、バス借上、マイクロバス借上、タクシー借上等、輸送方法を考慮している。  (木田郡中学校新人体育大会) 輸送費の全額を補助 (香川県中学校新人体育大会) 輸送費の全額を補助 (木田郡中学校総合体育大会) 輸送費の全額を補助 (香川県中学校総合体育大会) 輸送費の全額を補助 (四国中学校総合体育大会) 交通費・宿泊費・食糧費の全額を補助 (全国中学校総合体育大会) 交通費・宿泊費・食糧費の全額を補助

部会名	教育
-----	----

問題点課題
-------

--

対応策
-----

--

調整案
-----

--

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24-20 学校教育事業	
分類	保護者負担軽減対策	
現 況		
項 目	高 松 市	牟 礼 町
7 学校行事等参加補助	<p>(小学校) 男木、女木小学校児童が体験学習の際に利用する船賃を支給。また、菅沢分校の児童が学校行事等で本校を往復する際のタクシー代を負担している。</p> <p>(中学校) 男木中学校生徒が体験学習の際に利用する船賃を支給。中学校体育部活動(新人・総体を除く)及び中学校文化部活動の大会参加に要する経費は、保護者負担している。</p>	<p>(小学校) 該当なし。</p> <p>(中学校) 中学校体育部活動の大会参加(新人・総体を除く)に要する経費(交通費・宿泊費・食糧費)の全額を補助している。 中学校文化部活動の大会参加に要する経費(交通費、宿泊費、食糧費、楽器輸送費)の全額を補助している。</p>
8 クラブ・部活動等補助	<p>(補助内容) 該当なし。</p>	<p>(補助内容) 町内の各小・中学校部活動、クラブ活動の推進を図るため、補助金を交付している。 ・クラブ活動(小4～6年)1人当たり400円を補助。 ・部活動(中1～3年)1人当たり500円を補助。</p>
9 障害児学級活動補助	<p>(補助内容) 該当なし。</p>	<p>(補助内容) 障害児学級のある小・中学校に対して、諸行事・諸活動の補助金を交付している。 牟礼中 30,000円 牟礼小 60,000円 牟礼北小 30,000円</p>

部 会 名	教 育
-------	-----

問 題 点 課 題

対 応 策

調 整 案

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 20 学校教育事業	
分類	学校教育指導	
	現 況	
項目	高 松 市	牟 礼 町
1 教育用パソコン整備状況	国の基準どおり、小中学校ともにパソコン教室は児童生徒1人1台を達成し、校内LAN関係では普通教室2台特別教室6台の整備を実施済み。	各小・中学校のパソコン教室のみ整備。そのうち、小学校は機種が古いので、更新が必要。各小・中学校の校内LANは未整備
2 英語指導助手派遣	<p>(配置状況)</p> 市招致英語指導助手 5名を9中学校に配置 県招致英語指導助手 6名を9中学校に配置	<p>(配置状況)</p> 町招致英語指導助手 1名を1中学校と3小学校、公民館に配置 県招致英語指導助手 該当なし。
	<p>(派遣回数)</p> 小学校 要請により、派遣 中学校 3週間に約2回	<p>(派遣回数)</p> 小学校 3小学校に毎週1回 中学校 1中学校に毎週2回 公民館 毎週2回
3 学校図書館指導員等の配置	高松市立各小・中学校に図書館指導員として12名派遣し、週3校または2校に分かれて計30校の学校に配置している。	町立各小・中学校に学校図書館専任司書(臨時職員)として各1名ずつ配置している。

部 会 名	教 育
-------	-----

問 題 点 課 題
<ul style="list-style-type: none"> <li>英語指導助手の配置状況、派遣回数に差異がある。</li> <li>高松市においては、学校図書館専任司書を配置していない。</li> </ul>

対 応 策
<p>高松市の制度に統一する。</p> <p>ただし、牟礼町地域における英語指導助手派遣については、合併年度及びこれに続く5年度に限り、学校図書館専任司書の配置については、合併年度及びこれに続く3年度に限り、現行のとおり実施するものとする。</p>

調 整 案
<p>高松市の制度に統一する。</p> <p>ただし、牟礼町地域における英語指導助手派遣については、合併年度及びこれに続く5年度に限り、学校図書館専任司書の配置については、合併年度及びこれに続く3年度に限り、現行のとおり実施するものとする。</p>

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 20 学校教育事業	
分類	公立幼稚園	
	現 況	
項目	高 松 市	牟 礼 町
1 幼稚園授業料の金額	月額 5,900円	月額 5,500円 平成17年4月1日より月額5,700円に改定。
2 幼稚園授業料の納付方法、納付時期	幼稚園が保護者より、その月の10日までに口座振替等で徴収。保護者より徴収した授業料をまとめて幼稚園が高松市に納入。	幼稚園が保護者より、その月の末日までに口座振替等で徴収。保護者より徴収した授業料をまとめて幼稚園が牟礼町に納入。
3 幼稚園園児募集	園児募集要項を定め、広報、ホームページの掲載と各園に通知する。入園手続きは各園で実施する。募集定員を超えて応募の場合は、抽選会を実施し、入園者を決定する。	・園児募集要項を定め、広報により保護者に周知する。 入園手続きは、各園で実施する。 町内に住所がある場合は原則として受け入れる。 ・各幼稚園ごとに園区がある。
4 園区	該当なし。	・原幼稚園 中村、西村、王子 他16自治会 ・大町幼稚園 川西、川東、役戸 他12自治会 ・田井幼稚園 南神、田井、公務員住宅 他8自治会 ・栗山幼稚園 木戸、川原、王墓 他15自治会
5 定員	(3歳児) 1クラス35人まで、25人を超えれば常勤講師を加配する。 (4歳児) 1クラス35人 (5歳児) 1クラス35人	定員は、原幼稚園90名、その他3園は各120名 (3歳児) 1クラス20名を超えると2クラス又は1名加配 (4歳児) 1クラス30名を超えると2クラス又は1名加配 (5歳児) 1クラス30名を超えると2クラス又は1名加配

部 会 名	教 育
-------	-----

問 題 点 課 題
<ul style="list-style-type: none"> <li>・幼稚園授業料の納付方法等及び園児募集方法に差異がある。</li> <li>・牟礼町では1クラスの定員を超える場合がある。</li> <li>・牟礼町には園区がある。</li> </ul>

対 応 策
<p>高松市の制度に統一する。</p> <p>ただし、牟礼町地域における</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・幼稚園授業料については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から4年度目において、高松市の授業料と同額になるように段階的に調整するものとする。</li> <li>・幼稚園授業料の納付方法等については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から高松市の制度に統一する。</li> <li>・牟礼町の園区については、現行のとおり継続するものとする。</li> </ul> <p>なお、学級定員の取扱いについては、合併時に在園中の者が卒園するまでは現行のとおり継続するものとする。</p>

調 整 案
<p>高松市の制度に統一する。</p> <p>ただし、牟礼町地域における</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・幼稚園授業料については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から4年度目において、高松市の授業料と同額になるように段階的に調整するものとする。</li> <li>・幼稚園授業料の納付方法等については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から高松市の制度に統一する。</li> <li>・牟礼町の園区については、現行のとおり継続するものとする。</li> </ul>

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24 - 20 学校教育事業	
分類	不登校対策(適応指導教室)事業	
現 況		
項 目	高 松 市	牟 礼 町
1 不登校対策 (適応指導教室) 事業	高松市が適応指導教室「虹の部屋」を設置し、不登校の児童・生徒の相談・指導等の不登校対策を実施している。	町単独では適応指導教室を設置していないが、牟礼町及びさぬき市の教育長の協議に基づき、不登校の児童生徒の相談・指導等不登校対策について、さぬき市少年育成センター内のさぬき市適応指導教室を利用している。

部 会 名	教 育
-------	-----

問 題 点 課 題
牟礼町では、町単独で適応指導教室を設置していない。

対 応 策
高松市の制度に統一する。

調 整 案
高松市の制度に統一する。

協議第41号資料

「その他の事業について」に関する資料

(協議第41号) 幼 保 一 元 化 事 業 に つ い て . . . . . 87

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 23 その他の事業(幼保一元化事業)	
分類	幼保一元化事業	
現況		
項目	高松市	牟礼町
1 概要	<p>該当なし。</p> <p>参考(連携事業の実施等) 隣接する幼稚園・保育所における行事等の合同開催や職員の相互体験、合同研修など連携事業を実施している。</p> <p>また、市立保育所・市立幼稚園のあり方を検討し、高松市立幼稚園・保育所一元化検討会(庁内組織)において、幼保一元化を検討している。</p>	<p>はらこどもセンターにおいて平成14年度から東部保育所と原幼稚園の幼保一元化事業を実施している。平成14年度は合同行事の一元化に取り組み、平成15年9月から保育の一元化をスタートしている。</p> <p>一元化内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・行事の一体化と施設の共用、保護者への協力体制づくり</li> <li>・幼・保職員によるチーム保育、保育教育の指導計画の一元化</li> <li>・幼・保の枠を超えて職員配置、幼児保育職員の専門職としての意識の高揚、協力体制の強化</li> </ul>
2 職員体制		<p>センター長 1人 幼稚園長及び保育所長 各1人 教諭及び保育士(幼)3人(保)15人 調理員3人 その他職員2人</p>
3 園児及び定員		<p>(定員)保育所90人・幼稚園90人 入所決定は、保育所は町長名で、幼稚園は教育委員会名で通知している。</p>
4 保育時間及び教育時間		<p>(保)7:30～19:00(最長) (幼)8:00～15:00(水曜日は13:30まで)</p>
5 保育料及び授業料		<p>(保) 牟礼町保育所徴収基準額 (幼) 5,500円(減免規定あり)</p>
6 共同保育		<p>幼稚園教育要領と保育所指針を基にはらこどもセンター独自の保育内容を設定し、保育教育をしている。</p>
7 給食		<p>・(幼稚園) 4・5歳児 3,250円、3歳児 2,920円 ・(保育所) 町費と保育料の一部から賄う。 幼稚園児、保育所児の給食は、はらこどもセンターで一元的に調理している。</p>

部会名	健康福祉・教育
-----	---------

問題点課題	<p>高松市では、連携事業を実施しているが、幼保一元化事業については、検討中である。</p>
-------	--

対応策	<p>牟礼町の幼保一元化事業については、高松市に引き継ぐものとする。</p>
-----	--

調整案	<p>牟礼町の幼保一元化事業については、高松市に引き継ぐものとする。</p>
-----	--